

**「事業承継に伴う非上場株式の譲渡に係る税務  
上の問題点」**

**講師：税理士・元名古屋学院大学大学院客員教授  
竹本 守邦**

**日時：令和6年9月5日(木) 13:30～15:20**

**会場：税理士会ビル2階大ホール**

**主催：名古屋税理士会名古屋東支部**

## 「事業承継に伴う非上場株式の譲渡に係る税務上の問題点」

### はじめに

事業承継においては、まずは後継者を決定することが肝心だが、それが決まったとしても、つぎの問題は、価値が高くなってしまった非上場の同族会社株式を、如何にして後継者に渡すかということである。税制上も「特例事業承継税制」が用意されているが、未だに幾つかの使い勝手の悪さがあって、これがベストという選択にはなっていないようである。

金融機関は、貸付けせんがためか、後継者による持株会社の設立を持ち掛けることが多いようである。現オーナーが所有する同族会社の全株式を、多額の貸付けにより持株会社に取得させて、本体である事業会社からの配当で、借入金の返済と利息の支払いを賄おうというのである。しかし、多額の元利合計額を賄う配当を長期間に亘って支払えるような利益を計上することなど、経営が不安定な中小企業にとって現実的とはいえない。そのようなことをすれば、将来のどこかで持株会社の返済が滞って破綻してしまう可能性も否定できない。

また、現オーナーが所有する同族会社株式の過半数を、当該同族会社自身が買い取って(自己株式の取得)、後継者が現オーナーから時価で取得する株式数を極端に減らしてしまえばよい、などともいわれる。この場合は、当該同族会社に豊潤な配当可能利益と取得資金があることが前提条件であり、所得税基本通達 59 - 6 に定める中心的な同族株主に適用される極めて高い価額の 2 分の 1 を超える価額で発行会社に譲渡しなければならない(2 分の 1 を超えていたとしても、同族会社等の行為計算の否認規定の適用可能性も否定できない。)。そして、譲渡株式に対応する資本金等を超える部分の金額は配当とみなされ、超過累進税率による総合課税の対象とされる。もちろん、発行会社は配当とみなされた金額の 20.42%の割合で源泉所得税を徴収納付しなければならない。ただし、自己株式の取得は資本等取引に該当するので、受贈益等の課税漏れを指摘される可能性はない。

以上のように、非上場株式の事業承継には、いろいろな税務上の問題が隠されており、十分に留意をする必要がある。さらに、事業を承継する子とそうでない子との間の取得財産の不均衡の問題など、税務以外の、相続人らの「感情」にも目を向ける必要がある。本稿では、そのような観点から、事業承継に伴う非上場株式の譲渡に係る税務上の留意点を整理したのち、非上場株式の譲渡に関する 2 つの裁判例を解説したうえで、当事務所における非上場株式の譲渡に係る調査事例や、事業承継に伴う非上場株式の譲渡に係る相談事例を紹介して読者の参考に供するとともに、我々税理士が事業承継対策をお手伝いする場合、税務上の否認を受けないように留意することや、納税資金の確保及び節税に注視するだけでなく、相続人らの「感情」にも配慮した円満な事業承継ができるように心掛けるべきことを指摘するものである。

## 譲渡態様と課税関係の整理

本章では、取引相場のない株式が売買される場合の態様を、各取引当事者の関係、法人・個人の別、支配株主か少数株主かの別に区分し、それぞれの課税関係を整理する。

### 1 純然たる第三者間取引か、特殊関係者間取引かの違い

まず、取引当事者の関係として、大きく二つに分けることができる。すなわち、純然たる第三者間取引か、それとも特殊関係者間取引か、である。もし、の純然たる第三者間取引であれば、一般的な市場原理に基づいて取引価額が決定されるから、それは時価そのものであり、通達評価額といくらかけ離れていようとも、常に是認されることになる(法人税基本通達逐条解説 9 - 1 - 14 関係(8)ただし書き、所得説基本通達逐条解説 59 - 6 関係(2)なお書き、参照。)。この取引の代表例はM & Aによる所有全株式の譲渡である。

の特殊関係者間取引とは、たとえば、株式発行法人の同族関係者間取引をいう。これら同族関係者間取引は、恣意的な取引価額が設定されやすいため、税法が介入することによって課税の公平が保たれると考えられている。したがって、同族関係者間取引が通達評価額を適用する代表例となる。しかし、税法は必ずしも同族関係者間でなくても、通達評価額の適用を要求する場合があることに留意しなければならない(相続税法第 7 条の適用関係他)。

### 2 取引当事者が個人か法人であるかの違い 適用される税目が異なる

取引相場のない株式の取引当事者が、個人であるか法人であるかの違いによって適用される税目が異なる。それは、当該株式の譲渡人、譲受人ごとに次のように4つに分類される。

譲渡人	譲受人
個人株主	個人株主
個人株主	法人株主
法人株主	個人株主
法人株主	法人株主

### 3 取引当事者が支配株主か少数株主であるかの違い 評価額の著しい差異

つぎに、各種通達の適用上、原則的評価(評価通達では類似業種比準価額又は純資産価額)が適用されるか、特例的評価(配当還元方式による価額)が適用されるかによって著しく評価額が異なるため、取引当事者がそれぞれの評価方式が適用される支配株主なのか少数株主であるかの違いによる分類も必要になる。これも以下のように4つに分類される。

(本稿では、原則的評価が適用される株主を「支配株主」といい、特例的評価が適用される株主を「少数株主」という。この判定基準は議決権割合等による。P 5 の株主及び評価方式の判定表参照。)

	譲渡人	譲受人
(ア)	支配株主	支配株主
(イ)	支配株主	少数株主
(ウ)	少数株主	少数株主
(エ)	少数株主	支配株主

#### 4 相続税事案と所得説・法人税事案との違い…静態的評価と動態的評価

相続税事案で適用される評価通達の規定は、相続・贈与等の対価を伴わない無償移転による取引相場のない株式の評価に適用されることから、時価を超えない課税とするために一定の評価の謙抑性が働いている(一般的に「静態的評価」と呼ばれる。)

一方、個人株主や法人株主が取引相場のない株式を有償譲渡(対価を伴う移転の代表例としては「売買」が想定される。)する場合に適用される所得税・法人税事案では、上記の静態的評価では良しとせず、所得税基本通達及び法人税基本通達で静態的評価を大幅に修正した評価方法の適用を要求している(一般的に「動態的評価」と呼ばれ、通達では「通常取引価額」と表現される。)

上述のとおり、相続税法上の評価方法と所得説法及び法人税法上の評価方法とが異なる取扱いであるため、どの通達評価方法によるべきかの判断が必要となる。上記3では便宜上、相続税法上のみなし贈与課税で適用される評価通達における原則的評価のみを記述したが、所得説法及び法人税法上の譲渡時価判定における原則的評価の方法について各通達規定をまとめれば、以下ようになる。

< 所得税及び法人税の課税実務における取引相場のない株式の時価判定順序 >

- (1) 売買実例のあるもの 譲渡前6か月のうち「適正と認められるもの」(法人税)、最近のものうち「適正と認められる価額」(所得税)を適用する。
- (2) 公開途上にある株式 (中略)通常取引されると認められる価額による。
- (3) 売買実例のないもので業種、規模、利益等の類似法人価額があるもの 当該比準推定価額による。
- (4) 上記(1)から(3)に該当しないもの 直近日における発行法人の1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額による。
- (5) 上記(3)または(4)の場合の容認代替算定法(法人税)、又は、(4)の具体的算定法(所得税)として、課税上弊害がない限り(法人税)、又は、原則として(所得税)、次によることを

条件に、評価通達の例により算定した価額による。

( ) 譲渡直前の譲渡個人の議決権数により「同族株主」の判定を行う(所得税のみの条件)。

( ) 譲渡個人または取引当事者法人が当該株式発行会社の「中心的な同族株主」に該当するときは、評価通達 179 の計算上常に「小会社」とみなして計算する。

( ) 評価通達 185 に定める「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算上、当該株式発行会社が有する土地等および上場有価証券については、当該譲渡時の価額(通常の取引価額)による。

( ) 上記( )の計算上、評価通達 186 - 2 により計算した評価差額に対する法人税額等相当額は控除しない。

( 所基通 23 ~ 35 共 - 9(4)、同 59 - 6、法基通 9 - 1 - 13、同 9 - 1 - 14、参照 )

なお、最高裁令和 2 年 3 月 24 日第三小法廷判決(タキゲン事件最判)後の、同年 9 月 30 日付資産課税課情報により、さらに上記通達の解釈上以下の 3 点が付け加えられた。

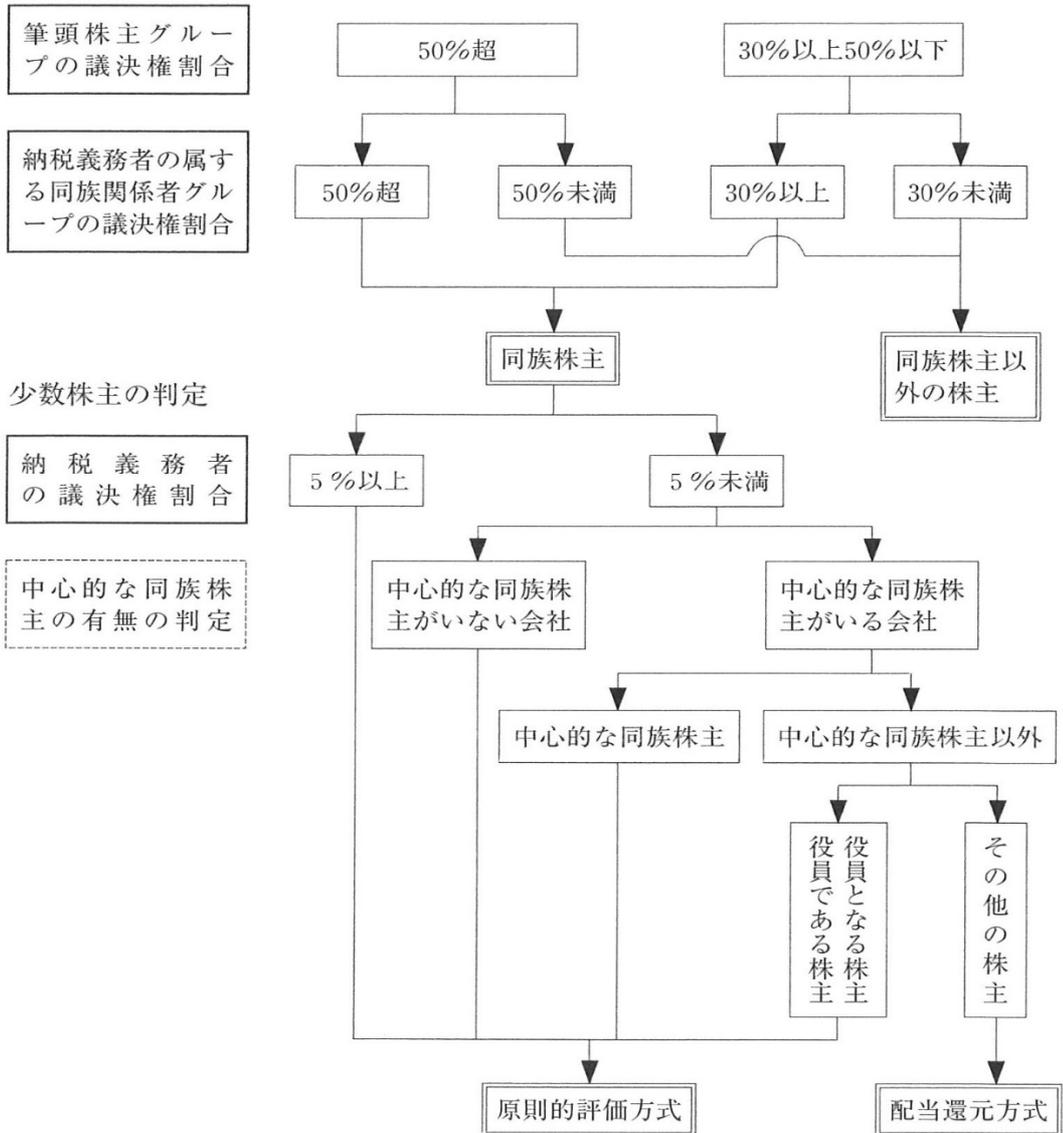
上記( ) の小会社とみなして類似業種比準価額を計算する場合のしんしゃく割合は、評価会社の本来の会社規模に応じたものとする(大会社であれば 0.7)。

上記( ) の小会社とみなされた評価会社が有する子会社及び孫会社についても、小会社に該当するものとして評価計算すること(純資産価額 50%)。

上記 によって小会社評価がされる子会社及び孫会社が有する土地及び上場株式についても、譲渡時の時価(通常の取引価額)によること( 相続税評価額)。さらに、評価差額に対する法人税額等相当額も控除しないこと。

以上を整理すると、上記 から までの譲渡態様のうち、 だけが評価通達に基づく原則的評価になり、 から までは、評価通達を修正した所得税基本通達又は法人税基本通達に基づく原則的評価によらなければならない。なお、特例的評価(配当還元方式による価額)は全ての譲渡態様に共通である。

(2) 同族株主のいる会社の株主及び評価方式の判定



区分	株主の態様			評価方式	
同族株主のいる会社	同族株主	取得後の議決権割合が5%以上の株主		原則的評価方式	
		取得後の議決権割合が5%未満の株主	中心のない同族株主がいる場合		
			中心のない同族株主		役員である株主又は役員となる株主
	中心のある同族株主	その他の株主	配当還元方式		
	同族株主以外の株主			配当還元方式	

#### チェックポイント46

##### 中心的な同族株主の定義

中心的な同族株主とは、同族株主のいる会社の株主で、課税時期において同族株主の1人並びにその株主の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族（これらの者と特殊の関係にある会社（法人税法施行令第4条第2項及び第3項に掲げる会社をいいます。）のうち、これらの者が有する議決権の合計数とその会社の議決権総数の25%以上である会社を含みます。）の有する議決権の合計数とその会社の議決権総数の25%以上である場合におけるその株主をいいます（評基通188(2)）。

なお、株式取得者が「中心的な同族株主」になるかどうかについては、「同族株主」になるかどうかを判定する場合のようにグループとして判定するのではなく、評価しようとする個々の株式取得者を基準として判定することにしていきますので、株式取得者が他の同族株主の中心的な同族株主の判定の基礎に含まれる場合であっても、その株式取得者を基準にして判定した場合には、中心的な同族株主とならないケースがあることとなります。

##### 役員 の 定義

社長、理事長並びに法人税法施行令第71条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる者をいいます（評基通188(2)）。

(注) 法人税法施行令第71条第1項（抜粋）

第1号 代表取締役、代表執行役、代表理事及び清算人

第2号 副社長、専務、常務その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員

第4号 取締役（指名委員会等設置会社の取締役及び監査等委員である取締役に限る。）、会計参与及び監査役並びに監事

出典：八重樫 司編『令和5年版図解財産評価』（2023(財)大蔵財務協会） 412、413頁

## 5 合計 16 通りの譲渡態様

上記の 2 と 3 を組み合わせると、一応以下のように課税関係を整理することができる。

### < 法人、個人、支配株主、少数株主の違いによる課税関係 >

#### 個人株主 個人株主 の場合

( ) 譲渡人の課税関係(所法 36)

「収入すべき金額」としての譲渡対価である。したがって、譲渡対価以上に課税されることはない。言い換えれば、課税関係は生じない。

( ) 譲受人の課税関係(相法 7)

「時価より著しく低い対価」で譲渡されれば、時価との差額は「みなし贈与」とされる。なお、日本の相続税は遺産取得課税方式なので、株式取得者(譲受人)の取得後の議決権の状況で支配株主か少数株主かを判定する。

譲渡人	譲受人	
(ア)支配株主	支配株主	評価通達による <u>原則的</u> 評価額。
(イ)支配株主	少数株主	<u>特例的</u> 評価額で OK。 Ex. 代表者から従業員への譲渡
(ウ)少数株主	少数株主	<u>特例的</u> 評価額。
(エ)少数株主	支配株主	評価通達による <u>原則的</u> 評価額であれば OK。 Ex. 従業員から代表者一族への譲渡

#### 個人株主 法人株主 の場合

( ) 譲渡人の課税関係(所法 59)

譲渡先が法人であるため、時価の 2 分の 1 未満の対価であると認定されると、時価で譲渡したものとみなされる。この場合の評価額は、所得税基本通達(以下「所基通」という。)59 - 6 によらなければならない。そうすると、前述のとおり譲渡人の譲渡直前の議決権数によって同族株主か否かの判定を行うこととなる。なお、時価の 2 分の 1 以上であれば絶対に課税されないとは限らない。それは、同族会社等の行為計算の否認規定が働く場合である(所法 157、所基通 59 - 3 参照)。

( ) 譲受人の課税関係(法法 22 )

時価よりも低い譲受価額であれば、時価との差額について受贈益課税がなされる可能性がある。この場合の評価額は、法人税基本通達(以下「法基通」という。)9 - 1 - 14 によらなければならない。法人税法には特に明文の規定がないため、の( )と同様に、株式取得者(譲受人)の取得後の議決権の状況で支配株主か少数株主かを判定することになる。

譲渡人	譲受人	
(ア)支配株主	支配株主	所基通 59 - 6 及び法基通 9 - 1 - 14 によって修正された <u>原則的</u> 評価額であれば OK。
(イ)支配株主	少数株主	売主は所基通 59 - 6 によって修正された <u>原則的</u> 評価額。買主は <u>特例的</u> 評価額。 Ex . 代表者から銀行や取引先の法人への譲渡
(ウ)少数株主	少数株主	<u>特例的</u> 評価額。
(エ)少数株主	支配株主	売主は <u>特例的</u> 評価額。買主は法基通 9 - 1 - 14 によって修正された <u>原則的</u> 評価額。 Ex . 従業員から代表者の関係会社への譲渡 実務上は、 <u>特例的</u> 評価額で認められる場合がある。 会社法上の裁判例では、従業員持株会の規定に従った譲渡価額(額面金額)が認められた事例がある。

#### 法人株主 個人株主 の場合

##### ( ) 譲渡人の課税関係(法法 22 )

対価が時価よりも低いと認定されれば、買主たる個人株主に対し、時価との差額について経済的利益の供与(寄付)をしたとされる。この場合の評価額は、法基通 9 - 1 - 14 によらなければならない。

##### ( ) 譲受人の課税関係(所法 36)

対価が時価よりも低いと認定されれば、譲受人たる個人株主も時価との差額について、売主の法人から経済的利益(贈与)を受けたことになり、譲渡人法人の役員・従業員であれば給与所得、そうでなければ一時所得として課税される。

譲渡人	譲受人	
(ア)支配株主	支配株主	法基通 9 - 1 - 14 によって修正された <u>原則的</u> 評価額。
(イ)支配株主	少数株主	売主は法基通 9 - 1 - 14 によって修正された <u>原則的</u> 評価額。買主は <u>特例的</u> 評価額。 Ex . 代表者の関係会社から従業員への譲渡 実務上は、 <u>特例的</u> 評価額で OK と考える(私見)。
(ウ)少数株主	少数株主	<u>特例的</u> 評価額。
(エ)少数株主	支配株主	評価通達による <u>原則的</u> 評価額であれば OK。 (所基通 23 ~ 35 共 - 9(四)) Ex . 取引先の法人から代表者一族への譲渡

### 法人株主 法人株主 の場合

( ) 譲渡人の課税関係(法法 22 )

上記 の( )と同様、対価が時価よりも低いと認定されれば、時価との差額について益金計上が求められ、同時に、法人税法 37 条により相手法人に対する寄付金認定がなされる。なお、法人株主から株式発行法人への譲渡に該当する場合は、譲渡株式に対応する資本金等を超える部分の金額は配当とみなされ、株式発行法人は当該みなし配当に係る源泉所得税(20.42%)を徴収納付する義務がある(所法 25)。

( ) 譲受人の課税関係(法法 22 )

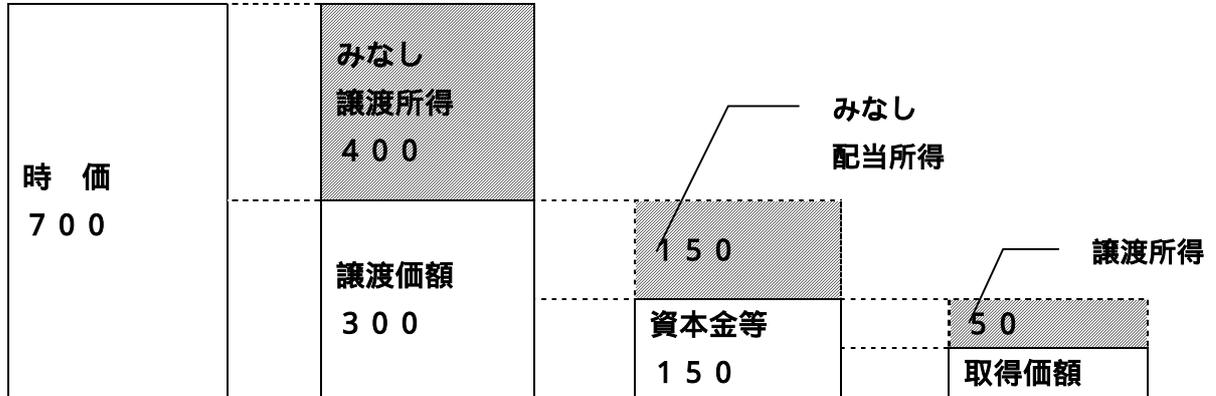
対価が時価よりも低いと認定されれば、受贈益課税の問題が生じる。なお、自己株式取得の場合は資本等取引とされ(法法 22 三)、みなし配当以外の課税関係は生じない。

譲渡人	譲受人	
(ア)支配株主	支配株主	法基通 9 - 1 - 14 によって修正された <u>原則的</u> の評価額。
(イ)支配株主	少数株主	原則として、法基通 9 - 1 - 14 によって修正された <u>原則的</u> の評価額。事情によっては <u>特例的</u> の評価額。 Ex . 代表者の関係会社から取引先法人への譲渡 実務上は、 <u>特例的</u> の評価額で OK と考える(私見)。
(ウ)少数株主	少数株主	<u>特例的</u> の評価額。
(エ)少数株主	支配株主	原則として、法基通 9 - 1 - 14 によって修正された <u>原則的</u> の評価額。事情によっては <u>特例的</u> の評価額。 Ex . 取引先法人から代表者の関係会社への譲渡

### 個人株主 発行法人 (自己株式取得)の場合

上記 のうち、個人株主から株式発行法人への譲渡に該当する場合は、( )のなお書同様、みなし配当課税と株式発行法人に対する源泉所得税の徴収納付義務(20.42%)が発生することに留意しなければならない。みなし配当金額が多額に上る場合、総合課税対象なので高い超過累進税率が課される可能性がある。また、譲渡人たる個人株主の当該譲渡株式の取得価額がそれに対応する資本金等の金額に満たなければ、その差額について譲渡所得課税がなされる。逆に、譲渡株式の取得価額がそれに対応する資本金等の金額を超える場合は、その差額が株式の譲渡損失となるが、非上場株式であるため上場株式の譲渡所得及びその他の所得との損益通算ができない。さらに、譲渡対価が時価の 1/2 未満と認定されれば、時価と対価との差額に対してもみなし譲渡の課税が行われる(所法 59))こととなる(以下の参考図解参照。)

参考図解 自己株式譲渡に係る譲渡人個人株主の原則的な課税関係



ただし、特例として、相続開始後3年10か月以内に、相続した取引相場のない株式を発行法人に譲渡した場合(納付すべき相続税額があるものに限る。)で一定の手続きを行えば、みなし配当の適用はなく、全て株式譲渡の所得として課税される(措法9の7)。

また、株主が親族等の個人のみで構成されている同族会社で、一部の株主が発行法人に対して著しく低い価額で当該発行法人の株式を譲渡すると、当該譲渡株主から他の株主に対して経済的利益の供与があったとして、相続税法9条のみなし贈与規定が適用される可能性があることにも、留意しなければならない(相基通9-2(4)参照)。

なお、譲受人たる株式発行法人にとって自己株式の取得は資本等取引とされ、みなし配当課税以外の課税関係は生じない。

## 事業承継に伴う非上場株式の譲渡に係る税務上の問題点

本章では、事業承継に伴う非上場株式の譲渡に関する2つの裁判例を解説したうえで、当事務所の関与先に対する非上場株式譲渡の調査事例、及び、事業承継に伴う非上場株式の譲渡に関する相談事例を紹介する。

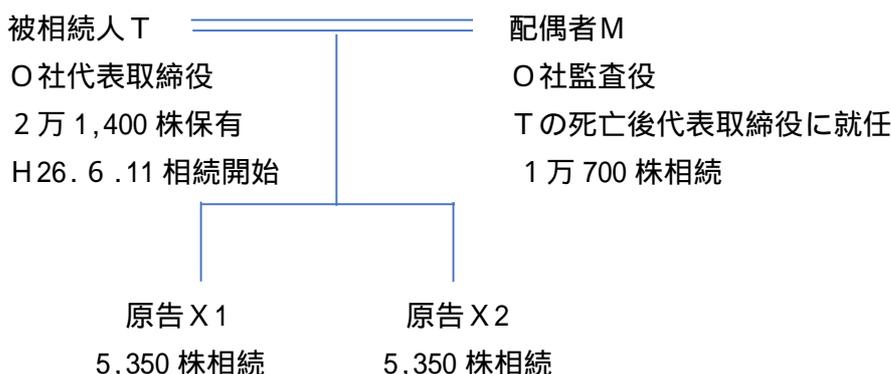
### 1. 参考裁判例その1

東京地裁令和6年1月18日判決（全部取消し）（控訴）

#### (1) 事案の概要及び争点

##### ( ) 登場人物と申告等の経緯

- ・ O社(株オオノ)薬局の経営、医薬品の製造・販売等を目的とする 資本金6,000万円  
従業員数393人(大会社) 発行済株式総数6万株 親族が4万2,400株(70.67%)、  
その他少数株主(役員等)が計1万7,600株を保有

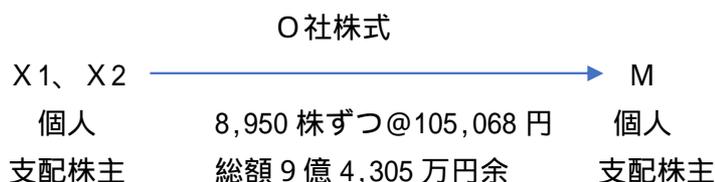


- ・ H27.2.27 M及びX1、X2(以下「Xら」という。)は、本件相続によって取得した株式(以下「本件株式」という。)を類似業種比準価額により1株当たり8,186円(総額1億7,518万円余)で評価し相続税の申告をした。
- ・ H30.8.7 処分行政庁(以下「Y」という。)は、本件株式は評価通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められるとして、評価通達6項に基づき、本件株式の価額はK社が作成した本件算定報告額である1株当たり8万373円(総額約17億2千万円)であるとして本件更正処分等を行った。
- ・ R3.1.26 Xらは前審手続を経て本訴を提起した。

##### ( ) O社株式売却等の経緯

- ・ H26.1.16 Tは、医薬品卸売業を主な事業内容とするV社との間で、売却・資本提携等を前提とする協議を進めるに当たり、相互の秘密保持契約を締結した。
- ・ H26.2.28 Tは、みずほ銀行との間でM&A等のアドバイズ契約を締結した。

- ・ H26. 5 .29 T は、V 社との間で、O 社株式の全部を取りまとめ又は買い集めた上で、V 社に譲渡するものとし、その譲渡価額は 63 億 408 万円( 1 株当たり 10 万 5,065 円)(以下「譲渡予定価格」という。)とする基本合意を締結し、当該基本合意は当事者を法的に拘束するものではないとした。
- ・ H26. 6 .11 T の死亡により相続が開始した。
- ・ H26. 6 .18 M が代表取締役就任し T と V 社との間で進められていた O 社株式の売却プロセスを進めることになった。
- ・ H26. 7 . 8 O 社取締役会で M 以外の全株主が所有する O 社株式について M に譲渡すること及びその後 M が保有する全株式 6 万株を V 社に譲渡することが承認された。同時に、M は V 社に対し同株式 6 万株を 63 億 408 万円( 1 株当たり 10 万 5,068 円)で譲渡する契約(以下「本件株式譲渡契約」という。)を締結した。
  - ・ H26. 7 .14 本件株式譲渡契約に係る代金決済が行われ、M は O 社株式 6 万株を V 社に譲渡した。



< 参考 > 本件株式の評価額等

評価通達による評価額(類似業種比準価額)	@8,186 円
本件売却価格 = 基本合意による譲渡予定価格	@105,068 円
更正処分価格 = K 社作成の本件算定報告額	@80,373 円

( )具体的な争点(争点 及び は省略)

本件株式を評価通達 6 により評価することの適否

( 2 )本件東京地裁の判旨

当裁判所は、Y が本件株式につき、評価通達 180 の定める方法による評価額(類似業種比準価額)と異なる価額を算出して X らに対して本件各更正処分等を行ったことは違法であり、X らの主位的請求は認容すべきものと判断する。その理由は、以下のとおりである。

( )最高裁令和 4 年判決の判断枠組み

(ア)相続税法 22 条は、相続等により取得した財産の価額を当該財産の取得の時ににおける時価によるとするが、ここにいう時価とは当該財産の客観的な交換価値をいうものと解される。そして、評価通達は、上記の意味における時価の評価方法を定めたものであるが、上級行政機関が下級行政機関の職務権限の行使を指揮するために発した通

達にすぎず、これが国民に対し直接の法的効力を有するというべき根拠は見当たらない。そうすると、相続税の課税価格に算入される財産の価額は、当該財産の取得の時ににおける客観的な交換価値としての時価を上回らない限り、同条に違反するものではなく、このことは、当該価額が評価通達の定める方法(評価通達のうち評価通達6以外の定めに基づく相続財産評価に関する通常の方法をいう。以下同じ。)により評価した価額を上回るか否かによっては左右されないというべきである。

(イ)他方、租税法上の一般原則としての平等原則は、租税法の適用に関し、同様の状況にあるものは同様に扱われることを要求するものと解される。そして、評価通達は相続財産の価額の評価の一般的な方法を定めたものであり、課税庁がこれに従って画一的に評価を行っていることは公知の事実であるから、課税庁が、特定の者の相続財産の価額についてのみ評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることは、たとえ当該価額が客観的な交換価値としての時価を上回らないとしても、合理的な理由がない限り、上記の平等原則に違反するものとして違法というべきである。もっとも、上記に述べたところに照らせば、相続税の課税価格に算入される財産の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、合理的な理由があると認められるから、当該財産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることも上記の平等原則に違反するものではないと解するのが相当である。ただし、本件通達評価額と本件算定報告額との間に大きな離があるということのみをもって直ちに上記事情があるということとはできない。

#### ( )当てはめ

そこで、本件株式につき、「評価通達の定める方法(本件においては評価通達180の定める類似業種比準価額)による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」(以下「特段の事情」という。)があるか否かについて検討する。

(ア)最高裁令和4年判決の評価 最高裁令和4年4月19日判決(以下「最高裁令和4年判決」という。)は、実質的には、特段の事情がある場合には評価通達6を適用することを肯定しているものと解されるが、当該特段の事情としてどのような事情が挙げられるかについて一般論として明示はしておらず、被相続人側の租税回避目的による租税回避行為がない場合について直接判示したものと解されない。もっとも、最高裁令和4年判決が租税回避行為をしなかった他の納税者との不均衡、租税負担の公平に言及している点に鑑みると、租税回避行為をしたことによって納税者が不当ないし不公平な利得を得ている点を問題にしていることがうかがわれる。

(イ)本件での判断基準 本件においては、最高裁令和4年判決の事案とは異なり、T及びXらが相続税その他の租税回避の目的でO社株式の売却を行った(又は行おうとした)とは認められない。そうすると、本件各更正等の適否は、本件相続開始日以前に本

件通達評価額を大きく超える金額での売却予定があった〇社株式について、実際に本件相続開始日直後に当該金額で予定どおりの売却ができ、その代金を本件相続人らが得たことをもって、この事実を評価しなければ、「(取引相場のない大会社の株式を相続しながら評価通達の定める方法による評価額を大幅に超えるこのような売却による利益を得ることができなかった)他の納税者とXらとの間に看過し難い不均衡を生じさせ、実質的な租税負担の公平に反する」(最高裁令和4年判決)といえるかどうかによって判断すべきことになる。

#### **(ウ)判断基準の当てはめ**

**(a)通達評価額と売却価格の乖離に一般的取扱い** 相続開始後に納税、遺産分割、事業承継のための親族間での株式等事業承継用資産の集約その他の理由により、相続財産の一部を売却して現金化することは格別稀有な事情ではないが、かかる際に評価通達の定める方法による評価額よりも相当高額で現金化することができたとしても、当該売却やそれに向けて交渉をすること自体は何ら不当ないし不公平なことではなく、仮にそのような売却ができたとしても、売却価額ではなく評価通達の定める方法による評価額で当該財産を評価して相続税を申告することが問題視されることは一般的ではない。また、相続開始後に相続財産を評価通達の定める方法による評価額よりも著しく高い価格で売却することができたとしても、その売却価額が当該財産の(被相続人による)取得価額よりも高額であれば、当該売却による利益は譲渡所得税による納税対象とされることになるし、これによって相続時と売却時に二度納税することになる。 こうした点をも考慮すれば、相続税を軽減するために被相続人の生前に多額の借金をした上であらかじめ不動産などを購入して評価通達の定める方法における現金と不動産など他の財産に係る評価額の差異を利用する相続税回避行為をしているような場合でない限り、当該相続対象財産を評価通達の定める方法による評価額を超える価格で評価して課税しなければ相続開始後に相続財産の売却をしなかった又はすることのできなかった他の納税者と比較してその租税負担に看過し難い不均衡があるとまでいうことは困難である。

**(b)相続開始後の直近と一定期間経過後での高額売却の比較** 逆に、ある財産を相続して評価通達の定める方法による評価額で相続税を納税した上で、一定期間経過後に当該財産を上記評価額と比して著しく高い価格で売却することができた者を想定すると、相続財産を高値で処分したことは共通するのに、本件更正処分等のように相続直近の時期に売却した者のみ当該売却価格に着目されて評価通達の定める方法による評価額を超える財産評価を受けて高額な相続税納税義務を負うという不利益が生ずることも想定される。 そうすると、相続直後に相続財産を評価通達の定める方法による評価額を著しく超える価額で売却した(又はすることができた)者が売却しなかった(又はすることができなかった)者に比して常に有利であるとも限らず、むしろ、相続財産

を相続直後に売却した場合にのみ評価通達の定める方法による評価額を超える財産評価を受けることは、明らかに前者にとって不利であるともいえる。

このように考えると、相続開始後に相続財産の一部を高額で売却することができたとしても、その事実に着目して相続課税をしなければ他の納税者との間で租税負担に看過し難い不均衡があるとは必ずしも断じ得ない。

**(c)事前合意での譲渡予定価格の存在** 本件では、本件相続開始日直後に本件売却価格という評価通達の定める方法による評価額を大幅に上回る高値で本件株式を売却することができたという事情に加え、本件相続開始日以前からTがO社株式の売却の交渉をしており、かつ、その生前の段階でV社との間でその譲渡予定価格まで基本合意していたという事情が認められる。しかしながら、この場合であっても、最終的に本件株式の売却が成立し、Xらが本件通達評価額を大幅に上回る代金を現に取得したという事情がなければ、およそ本件算定報告額をもって課税しなければ他の納税者との間に看過し難い不均衡が生ずるということはできない。しかも、一般にM&Aが終了しても前オーナーがしばらく会長や顧問の職に就き、引継ぎを円滑に行うようにすることが多く、逆にM&Aの途中で前オーナーが死亡した場合には(引継ぎが困難になるため)買い手側が手を引く例があるところ、本件においても、TはO社のカリスマ的なオーナーであったため、V社(本件基本合意以前からTに対し、平成26年度の定時株主総会までは取締役会長に、その後も相談役又は顧問に留まって欲しい旨の意向を表明していた。)が本件相続開始によって本件株式の買取りを取りやめる可能性もあったことがうかがわれるのであって、本件基本合意が本件相続の後もXらとの間でそのまま存続するか否か自体、本件相続開始日においては不透明な状況であったといわざるを得ない。なお、上記の点に加え、本件基本合意が譲渡予定価格等についてT及びV社を法的に拘束するものではないとしていた点やTにおいてO社株式の全部を取りまとめ又は買い集めることが前提条件とされていた点などに鑑みれば、譲渡予定価格による本件株式の売買代金債権を相続財産と同視することも困難である。したがって、本件相続開始日以前からO社株式の譲渡予定価格がTとV社との間で事実上合意されていた事情を殊更重視するのは相当ではない。

以上によれば、本件相続の開始前からO社株式の譲渡予定価格が事実上合意されていたという事情をもって、特段の事情(の一部)ということとはできない。

**(d)相続開始後の取引事情の考慮** また、評価通達は、評価通達6が適用される場合を除き、公開株式のように個別性が低く客観的な価格が容易に算定され又は判明するような相続財産でない限り、不動産など個別の評価において、あらかじめ定められて一定の方法で算出された価格をもって当該相続財産の価格と評価することとしており、当該方法によって算出された価格ではなく、相続開始後に行われた当該財産の具体的な取引価格を参照したり、類似の取引事例を考慮して当該財産を評価したりする方法は採用していない。仮に、課税庁が相続開始後の取引といった個別事情を考慮す

となれば、相続開始日と売却時期がどの程度接近していれば当該売却の事実を考慮するのか、評価通達の定める方法による評価額と売却価額との間にどの程度の差があれば評価通達6に基づく個別評価をするか、個別評価をするとしてどのように評価するかといった点が問題になるところ、これらについての基準はなく、課税庁が個別にその適否を判断することにならざるを得ない。しかしながら、そのようなこと自体、課税庁による恣意的判断が介入したり、他の事例との間で不合理な差異が生じたりする余地があって、評価通達の趣旨や平等原則の要請に反するというべきであり、適用の有無の別やその具体的方法の差異について、納税者間に不均衡又は不利益が生ずる可能性を否定することができない。

これを納税者側から見ると、相続税の申告前に、相続後に全部又は一部の相続財産を評価通達の定める方法による評価額とは異なる額で売却した場合において、上記評価額に従って算出した額で申告をすべきかどうか、いかなる場合において、これと異なる額で申告をすべきか、異なる額で申告をするとしていかなる額で申告すべきかが一切明らかでないこととなるし、同様に、相続税申告後に相続財産を売却した場合に、その売却額に従って算出した額で修正申告をすべきかどうかも明らかでない。また、納税者側が、評価通達の定める方法による評価額に依って申告をした場合には、事後的に課税庁の判断で上記評価額とも売却額とも異なる額を前提とした予測可能性のない更正処分を受ける危険を負わなければならない。評価通達6という極めて抽象的な規定を除けば、法令にも評価通達その他の通達にもかかる事態が具体的に想定されているとは解し難い点も併せて考えれば、納税者側が租税回避行為をしていたような場合は別として、納税者がかかる不安定な地位におかれ、不利益を受けるのは、申告納税制度や評価通達の趣旨に照らし、強い疑問が残るものといわざるを得ない。

**(e)納税者側の事情** 以上の点を考慮すれば、本件のように、相続財産となるべき株式売却に向けた交渉が相続開始前から進行しており、相続開始後に実際に相続開始前に合意されていた価格で売却することができ、かつ、当該価格が評価通達の定める方法による評価額を著しく超えていたという事実をもってしても、直ちに納税者側に不当ないし不公平な利得があるという評価をすることは相当ではなく、評価通達6を納税者の不利に適用するに当たっては、上記で説示したような不均衡や不利益を納税者に甘受させるに足りる程度の一定の納税者側の事情が必要と解すべきである。例えば、被相続人の生前に実質的に売却の合意が整っており、かつ、売却手続を完了することができたにもかかわらず、相続税の負担を回避する目的をもって、他に合理的な理由もなく、殊更売却手続を相続開始後まで遅らせたり、売却時期を被相続人の死後に設定しておいたりしたなどの場合であるとか、最高裁令和4年判決の事例のように、それがなかった場合と比較して相続税額が相当程度軽減される効果を持つ多額の借入れやそれによる不動産等の購入といった積極的な行為を相続開始前にしていたという程度の事情が特段の事情として必要なものと解される。

(f)結論 以上を踏まえて検討するに、本件ではO社株式の売却手続が進行中にTが死亡しているところ、その手続が遅れたとか、本来はTの生前に売却手続を完了することができたといった事情は認められない。本件相続において、Tが本件相続開始日以前に行った行為は、本件基本合意及びその後の本件買収監査への協力にとどまるところ、これらの行為は、本件相続開始日以降に行われた本件株式の売却の結果を含めて評価したとしても、それがなかった場合と比べて本件相続税の金額を軽減する効果を持つものではない。よって、本件において特段の事情はないものというほかはないから、本件株式の価額については本件通達評価額によって評価すべきであり、評価通達6を適用して本件算定報告額を用いて本件株式を評価した本件更正処分等は、最高裁令和4年判決の示した判断枠組みに照らし、平等原則という観点から違法である。

### (3)本件裁判所の判断に対する評価

最高裁令和4年判決は、評価通達は国民に対する直接的な法的効力を有しない行政規則(通達)ではあるが、平等原則のもとで、合理的な理由(実質的な租税負担の公平に反するというべき事情)なく評価通達の定める方法によらない相続税評価は違法になると判示した。当該事案での合理的な理由とは、具体的には租税負担の軽減を意図して確信的に特別な行為を行ったことにより、当該行為を行わなかった又はすることのできなかった他の納税者との間に看過し難い不均衡を生じさせることとされた。

本件は、株式譲渡方式によるM&Aの協議進行中に、買収される側の企業の非上場株式の大半を保有するオーナー社長が死亡した場合に、生前合意していた株式の譲渡予定価格と同額で、相続開始後に相続人がその合意していた相手と譲渡契約を締結して譲渡した事実をもって、評価通達による画一的な相続税評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反する合理的な理由といえるかが、最高裁令和4年判決の枠組みのもとで争われたものである。

Yは、相続開始前に譲渡予定価格で合意していたこと、及び相続開始直後に当該譲渡予定価格と同額で現実に譲渡されたことをもって、客観的交換価値が顕在化されていたとみているようであるが、本件東京地裁は、上記判旨のとおり詳細な事実認定の上で、本件の事情のもとでは相続開始時点において客観的交換価値が顕在化していたという評価はできないと断じたものと解する。筆者としては地裁の結論に賛成する。

また、契約成立後で所有権移転の直前に相続が開始した場合に、不動産(農地)を通達評価せず「残代金請求権」とした最高裁の判断事例(最判昭和61.12.5訟月33巻8号2149頁)と本件とは事実が異なる。明確に、相続開始前に株式譲渡契約が成立していなければ、同様に解することはできないであろう。

いずれにしても、租税軽減の意図をもって特別の行為をしたわけでもなく、M&Aの進行中に相続が発生して、たまたま、相続開始時の通達評価額を大幅に上回る価格

で相続開始後に譲渡した場合に、実際の譲渡価額が客観的な交換価値であるとして課税処分を受けてしまうことは、余りに理不尽かつ公平に欠けるものである。筆者の経験においても、相続開始時に配当還元方式による価格で評価した非上場株式を、相続開始直後にその10倍の価格で当該株式の発行会社に譲渡した事例など、相続開始時と現実の譲渡価額が著しく乖離している事例は枚挙にいとまがない。

なお、最高裁令和4年判決は、著しい価額の乖離のみでは「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある」とはいえず、上記のとおり租税負担の著しい軽減の意図をもって特定の行為を行った結果、他の納税者との間に看過し難い不均衡を生じさせた場合に限る旨の判示を行っているように思われるが、本件東京地裁は「最高裁令和4年判決が租税回避行為をしなかった他の納税者との不均衡、租税負担の公平に言及している点に鑑みると、租税回避行為をしたことによって納税者が不当ないし不公平な利得を得ている点を問題にしていることがうかがわれる」としてその表現を変えている点が気になる。すなわち、租税負担の著しい軽減の意図をもって特定の行為を行ったことが租税回避行為と同義といえるかどうかという点である。

## 2. 参考裁判例その2

東京地裁平成 27 年 3 月 27 日判決 裁判所ウェブサイト 請求棄却  
東京高裁平成 28 年 4 月 21 日判決 裁判所ウェブサイト 控訴棄却  
最高裁第三小法廷平成 29 年 3 月 21 日 税資 267 号順号 12999 上告不受理決定

### (1) 本件事案を理解するために必要な用語の定義(一部省略)

- ( ) 「同族株主」 課税時期における評価会社の株主のうち、株主の 1 人及びその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の 30% 以上である場合におけるその株主及びその同族関係者をいう(評基通 188)。
- ( ) 同族関係者 法人税法施行令第 4 条に規定する特殊の関係のある個人又は法人をいう。
- ( ) 特殊の関係のある個人 株主等の親族等の特殊関係者
- ( ) 特殊の関係のある法人 同族会社判定の際の株主等の 1 人が他の会社を支配している場合における当該他の会社
- ( ) 他の会社を支配している場合 他の会社の発行済株式総数の 50% 超の数の株式を有する場合等をいう。

### (2) 本件譲渡の内容、課税処分、登場人物等(甲事件のみ記載 乙・丙事件は省略)

#### ( ) 本件譲渡の内容

譲渡人	(H17.3.31 譲渡)	譲受人
P 1	→	X 1 社 (原告・控訴人)
個人	D 社の出資 24,000 口@39,235 円 代金 9 億 4,164 万円	法人

#### ( ) 課税処分

譲受人 X 1 社に対して適正な対価は@81,177 円(株式保有特定会社として計算)であるとして、受贈益計上洩れ 10 億 660 万円の更正処分(本税は 3 億 5,994 万円、なお、乙事件の受贈益計上洩れ 49 億 6,760 万円、丙事件の受贈益計上洩れ 16 億 5,019 万円)

#### ( ) 登場人物と事実の概要

先代・第 11 代 配偶者

P 2	—	P 1
P 3		第 12 代
P 5		現社長

D 社((有)リアルエステート)の出資持分構成	
P 3 (第 12 代國分勸兵衛)	5 口
X 1 社(国分株)	24,000 口
X 2 社(国分トラスト株)	23,995 口
本件 13 社(麒麟麦酒株他)	52,000 口
合計	100,000 口

D社はX1社の発行済株式総数700万株のうち200万株(28.57% = 1/4超)を保有  
X1社はD社の議決権を有しない(有限会社法41条、商法241条3項)。

D社の出資持分を議決権に基づいて再計算すると以下のとおりとなる。

P3	5口(0.006%)
X1社	0口(議決権なし0%)
X2社	23,995口(31.572%)
本件13社	52,000口(68.421%、但し、各社4,000口につき各5.263%)
合計	76,000口(100%)

P3とX2社で31.57%なので、D社は同族株主のいる会社である。

上記(1)( )の「同族株主」該当性 P3とその同族関係者の議決権合計30%以上か？ X2社はP3の「同族関係者」に該当するか？

X2社(H17.3.31現在)は有限会社)の出資口数

P3	398,000口
P5(P3の長男)	2,000口
その他の個人	200,000口
合計	600,000口

P3とP5で400,000口 総議決権の66.666% X2社はP3の同族関係者

X1社はP3の「同族関係者」に該当するか？

X1社(H17.3.31現在)の株主構成(株式総数7,000,000株)

P3	391,150株
P5	50,000株
P6(P3の叔父)	316,150株
P7(P3の従弟)	300,000株
X2社	1,989,100株(P3の同族関係者)
上記の計	3,046,400株(43.52% < 50%超)
D社	2,000,000株(P3の同族関係者ではない)

X1社はP3の同族関係者ではない。

したがって、D社は同族株主のいる会社であるが、X1社はD社の「同族株主」に該当しないから、X1社が取得したD社出資持分24,000口は、「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当する。以上によれば、本件出資持分の価額は、特別の事情がない限り、評価通達188に従って配当還元方式に従って決められることになる。

### (3) 控訴審の判旨

評価通達の評価方法によっては適正な時価を適切に算定することのできない特別の事情の存否について

#### ( ) 被控訴人の主張

「上記のとおり、本件出資持分の価額は、評価通達によれば配当還元方式に従って決められることになるが、被控訴人は、国分グループがD社を実質的に支配していた実情を踏まえると、配当還元方式に従って決めることは、かえって納税者間の公平を著しく害することになるから、評価通達の評価方法によっては適正な時価を適切に算定することのできない特別の事情があると主張する。」

#### ( ) 認定事実

##### (ア) 本件13社に対する本件出資持分の譲渡の経緯等

本件13社は、酒類食料品の卸売等を業とするX1社に対し、それぞれ長年にわたりビール等の酒類を卸してきた有力な取引先であり、X1社も本件13社にとって主要な取引先の1つであった。

X1社の代表取締役を務めていたP2は、平成2年6月8日、同人所有に係るX1社の株式200万株のほか、その所有する不動産等を、時価を大幅に下回る価額(株式については1株25円)で評価した上、これらを現物出資してD社を設立した。D社の出資持分はP2及びP3が全て保有し、P2の持分数は9万9,995口であり、P3の持分数は5口であった。

本件13社は、X1社との関係を強化し、両者の取引関係を維持ないし発展させるため、P2から、同人が死亡する8日前の平成3年12月5日、同人所有に係るD社の出資持分を1社当たり4,000口として合計5万2,000口を買い受けた。

本件13社は、当初からD社の事業経営に関与する予定はなく、D社から每期1口につき50円の配当金を受領していたものの、社員総会に一度も出席することがなく、白紙委任状又は決議案に全て賛成する趣旨の委任状を提出していた。

P2がその保有するD社の出資持分を本件13社に譲渡した後も、P2及びP3の出資割合は48%を占めていた。また、P3はP2の死亡後、X1社、X2社、及びD社の代表者に就任し、X2社の出資総数の過半数を保有した。

本件13社は、国分グループのガバナンスの見直しの一環として行われるものであるとの説明を受けた上、D社の提案どおりの金額で、同社の求める相手方に対し、平成17年10月から同年12月にかけてD社の出資持分を全部譲渡した。

##### (イ) P2の相続更正処分等取消請求事件等

P2の相続人であるP1及びP3ほか2名(以下「本件相続人ら」という。)は、P2に係る相続税の申告に際し、同人の相続財産のうちD社の出資持分4万7,995口の時価を評価するために、D社の保有資産であるX1社の株式200万株の時価を評価した。この点につき、本件相続人らは、P2及びP3はD社の出資総数のうち48%を有

するに過ぎないから、D社はP2及びP3の「同族関係者」に該当せず、X1社の「同族株主」にも該当しないと主張して、評価通達188及び188-2を適用し、上記株式200万株を配当還元方式によって評価するなどして、D社1口当たりの単価を算出し、同単価に基づいて相続税額を算定して相続税の申告をした。

これに対し、芝税務署長は、D社が保有するX1社の株式200万株の時価を算定するに当たり、P2及びP3が実質的にD社を支配していた実情を踏まえると、D社は、両者の「同族関係者」に該当し、X1社の「同族株主」にも該当すると主張し、上記株式200万株については原則的評価方式である類似業種比準方式によって評価すべきであるから上記相続税の申告額は過少であるなどとして、更正処分をするとともに過少申告加算税の賦課決定処分をした。

本件相続人らは、芝税務署長に対し、上記の処分は、評価通達に反し、P2の相続財産の評価を誤った違法があるとして、上記更正処分のうち申告額を超える部分及び上記過少申告加算税の賦課決定処分の取消しを求める訴えを提起した(以下「P2相続税事件」という)。

P2相続税事件について、東京地裁平成16年3月2日判決は、P2及びP3においてD社の出資総数のうち過半数以上を有していないとしてもこれを実効的に支配し得る地位にあったと認定した上、処分行政庁の主張を採用して上記各処分は適法であるとして、本件相続人らの請求をいずれも棄却した。また、その控訴審である東京高裁平成17年1月19日判決も、P2が保有するX1社の株式を廉価な簿価により現物出資してD社を設立し、相続直前にその出資総数の52%相当分を有力な取引先に著しく廉価な価額で譲渡するという経済的合理性を欠いた行為をした上、自らは出資総数の48%弱を保有し引き続きD社の経営を実効支配している場合に、評価通達を形式的に適用したのでは、相続財産の価額が不当に減少し、相続税負担の実質的公平を損なうことは明らかであると説示した上、原判決は相当であるとして本件相続人らの控訴をいずれも棄却した。その後同判決は確定した。

#### (ウ) X1社等によるD社の出資持分の評価等

X1社の経理部副部長であったMは、平成17年3月1日当時、D社の平成17年3月時点の出資の時価につき、配当還元方式ではなく、原則的評価方式を採用して類似業種比準価額1,406円と純資産価額7万7,065円の併用方式によって1口3万9,235円と算定した。

P1は、X1社に対し、同月31日、その保有するD社の出資持分2万4,000口を代金9億4,164万円(1口につき3万9,235円)で譲渡するとともに(筆者注：甲事件)、X2社に対し、その保有するD社の出資持分3万3,995口を代金9億4,144万3,825円(1口につき3万9,235円)で譲渡した(筆者注：乙事件)。

X1社は、X2社に対し、平成18年3月20日、その保有するD社の出資持分2万4,000口を代金9億8,500万8,000円(1口につき4万1,042円)で譲渡した。また、

P 3もX 2社に対し、同日、その保有するD社の出資持分5口を代金20万5,210円(1口当たり4万1,042円)で譲渡した(筆者注：丙事件)。

#### ( ) 特別の事情の存否について

上記認定事実によれば、P 2は、その保有するX 1社の株式を低額で現物出資した上でD社を設立するとともに、その死亡直前には本件13社に対しD社の出資持分の52%相当分を低額で譲渡していること、他方、本件13社は、いずれもX 1社の有力な取引先であり、当初からD社の議決権を行使する予定はなく、D社の事業経営に対する影響力が一切認められなかったこと、その後も、P 3及びその同族関係者であるX 2社は、その議決権割合は合計約31.5%にとどまるものの、その余にD社の事業経営に対する影響力を有する者が一切存在しなかったのであるから、実質的にはD社を支配していたことが認められる。

これらの事情によれば、D社が実質的にはP 3及びX 2社によって完全に支配されていたことは自明であるにもかかわらず、上記の事情を考慮することなく、D社がP 3の「同族関係者」に該当しないことを前提として本件出資持分の評価に評価通達を適用し、配当の受領のみを期待して株式を取得した者に限り適用される特例的評価方式によって著しく低額にこれを評価すれば、かえって納税者間の公平を著しく害することになることは明らかである。X 1社自身も、本件出資持分譲渡において、現にD社の出資持分につき配当還元方式によるのではなく、原則的評価方式によって1口3万9,235円と算定してこれを譲り受け、その後、X 2社に対しても1口4万1,042円でこれを譲渡しているのであるから、かえってX 1社自身も本件出資持分の価格は評価通達による特例的評価方式によっては適切に算定することができないことを自認していたことは明らかである。上記の理は、既にP 2相続税事件の各裁判例が本件相続人らに対しても示していたところである。

したがって、本件出資持分の評価に適用される評価通達の同188(1)及び(2)の定義規定に従って評価通達178ただし書を適用して配当還元方式を採用した部分については、上記事情を明らかに反映せずに本件出資持分の時価を著しく低額に評価するものであるから、当該部分を適用して評価することは、かえって納税者間の公平を著しく害するといえる。したがって、上記の評価方法によっては法人税基本通達9-1-14が除外する課税上弊害があるときに当たることになるとともに、評価通達178ただし書による評価方法によっては適正な時価を適切に算定することのできない特別の事情が存すると認めるのが相当である。

#### (4) 補足事項

なお、地裁は、「中心的な同族株主」の判定についても、「形式的にはそれに当たらないとしても、『國分一族グループ』が一体となってD社を実質的に支配し、同社を経営しているとみることができ、X 1社が、中心的な同族株主(P 3及びX 2社)のグル

ープには属しないという状況にはないと評価すべきである。したがって、X1社には、D社の中心的な同族株主と同視すべき特段の事情があるということが出来る」と判示している。

#### (5) 本件裁判所の判断に対する評価

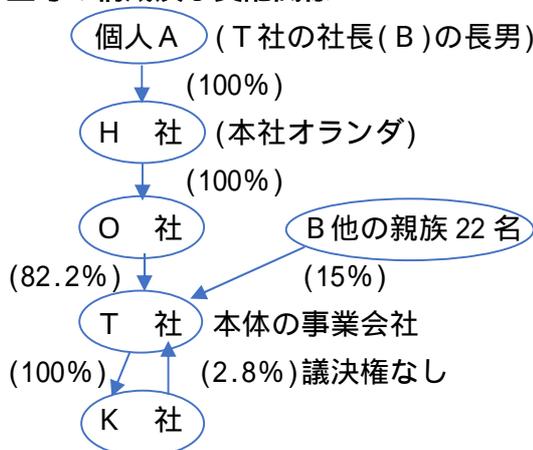
評価通達における評価方法の違い(原則的評価と特例的評価)は、要するに支配株主グループに対する評価方法と少数株主グループに対する評価方法の違いである。評価通達を形式的に当てはめると実質的には支配株主グループに属していながら特例的評価方式で評価できてしまう場合が存する。本件はそのような稀な状況を意識的に作出したものとみられるが、それでは評価方法の違いに関する趣旨が没却されてしまい、納税者間に著しい不公平を招来することになる。

課税庁の立場からすれば、いわゆる「評価通達総則6項」の規定はそのような場合に適用されるべきだということになろうし、裁判所の判断においては、評価通達の規定によらずに他の適切な評価方法によることができる「特別の事情」ないしは「特段の事情」が存する場合ということであろう。

形式的に通達を適用することへの警鐘は、いわゆる「タキゲン事件最判」(最高裁令和2年3月24日第三小法廷判決、裁判所ウェブサイト)が説示しているところであり、本件判決もその系譜に属するものといえよう。

### 3. 当事務所の関与先である K 社に対する調査事例

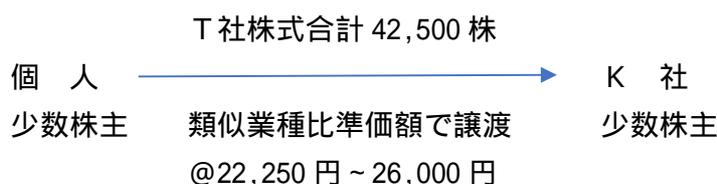
#### (1) 株主等の構成及び支配関係



- ・ T社はK社を完全支配しているが、K社はT社の2.8%株を保有し議決権がない  
評価通達上、A及びその親族並びにO社は、T社の同族関係者であり、中心的  
な同族株主に該当するが、K社は、通達の形式文理上は少数株主に該当する。

#### (2) 事実の概要と調査の経緯

- ・ K社は、平成30年12月期から令和2年12月期までの間に、T社株式計42,500株を類似業種比準価額で、Bの複数の親族(少数株主)から買い取った。
- ・ 参考価格 配当還元方式による価格 @約1,500円  
類似業種比準価額による価格 @22,250円～26,000円



- ・ 国税局の調査により、上記取引においてK社は、多額の受贈益計上洩れがあると指摘された。
- ・ 課税の根拠 K社は形式上少数株主に該当するが、実質的にT社及びO社に支配されているから、A及びO社と同視すべきである。すなわち、K社はT社の同族関係者であり、中心的な同族株主に該当する。そうすると、法人税基本通達9-1-14が規定する一部修正後の評価通達に基づく評価方法によるべきである。
- ・ 具体的な計算方法 K社を小会社とみなし、類似業種比準価額50%、時価純資産価額50%で計算、時価純資産価額の計算上、土地等及び上場株式は譲渡時の

時価(通常取引価額)による、純資産価額の計算上、評価差額に対する法人税額等相当額は控除しない、というものである。

### (3)調査の終結

国税局が課税の根拠としたものは、法令でも通達でもなく、上述の東京高裁平成28年4月21日判決であった。筆者は、前審の東京地裁平成27年3月27日判決と控訴審判決の全文を詳細に検討した結果、最終的には修正申告の慫慂に応ずることとした。T社の社長であるBを説得し、その承諾を得たうえで、膨大な株価の再計算(T社の国内及び海外の子会社を全て相続税評価しなければならない。)については、優秀なT社のスタッフの苦勞により約3週間を要して、国税局に提示し、修正申告に至った。

修正申告におけるT社株式の評価額は、幾多の交渉により@41,868円~44,830円となった。その結果、各期の受贈益の合計額は7億284万円、納付すべき国税及び地方税の合計は本税だけで2億4,275万円余となった。これに過少申告加算税(過少申告加算金)と延滞税(延滞金)が加算されるわけだから、K社にとっては相当な負担となったのである。

#### 4. S社の事業承継に伴う株式譲渡の相談事例

##### (1) これまでのS社の事業承継等の経緯

- ・ S社の主たる事業は食料品小売業。従業員数140人(評価通達上の大会社に該当)。直前期の簿価純資産価額16億4,900万円。利益積立金額13億1,600万円。資本金等3億3300万円余(1株当たり払込金額15万7千円余)。ただし、減資したため資本金は5千万円。
- ・ 従前、甲と乙は、長きにわたり役員報酬の内の生活費を超える部分を会社に貸付け、それが一定金額に達すると増資し、自己資本充実のために不断の努力をした。
- ・ 丙が、同業他社での修行を終えS社に入社したことにより、親族内後継者が確定した。
- ・ 定款変更を行い、甲と乙の保有株式については属人株とし、1株当たりの議決権を3,000個とした。
- ・ 平成27年6月、前期に新規出店し経費がかさんで利益金額が激減したため類似業種比準価額が約12万7千円に下がったのを機に、甲の保有株式300株を同価格で丙に譲渡した。同時に、乙の保有株式300株については、払込金額である15万7千円で丙に譲渡した。(支配株主個人 支配株主個人の譲渡態様)
- ・ 令和4年4月、丁が同業他社での修行を終えS社に入社した。

##### < 譲渡後のS社株式の保有状況及び議決権数 >

	年齢	所有株式数	議決権数
甲(代表取締役社長)	64歳	760株	2,280,000個
乙(甲の弟・代表取締役副社長)	62歳	760株	2,280,000個
丙(甲の長男・取締役・後継者)	35歳	600株	600個
丁(甲の二男・取締役・後継者)	33歳	0株	0個
計		2,120株	4,560,600個

##### (2) つぎなる事業承継(株式譲渡)方法の模索

乙の子はS社の後継者とならないことから、乙は満65歳で退職することとなった。したがって、乙の保有する760株をいずれかの後継者に譲る必要があり、さらに、乙が要求する役員退職金をS社が準備しなければならない。また、甲の所有する760株についても、甲が社長を退くまでの間に、後継者に譲る必要がある。

事業承継(株式譲渡)の方法については、毎月のように社長と筆者で検討を重ね、新設分割である分社型分割による資産運用会社の設立、銀行借入による持株会社の設立、保険と受益権複層型信託を利用したの変型持株会社設立、特例事業承継税制(贈与)の活用、S社が甲及び乙から自己株式を取得して株式数を圧縮するとともに、丙及び丁が甲及び乙から残余の株式を有償取得する方法等を検討したが、それぞれ受け入

れ難いデメリットがあるため、前回と同様、個人間の有償株式譲渡方式でいくことになった。

### (3)最終的な事業承継(株式譲渡)の方法

社長、副社長および筆者の3者協議を何度も繰り返した結果、以下の方法で事業承継(株式譲渡)を行うことに決定した。

- ( )社長(甲)、副社長(乙)は、それぞれ属人株1株を残し、残余の株を乙 丁759株、甲 丁300株、甲 丙459株の割合で譲渡する。譲渡後の各持株数と議決権数は、甲の持株数1株、議決権3,000個 乙の持株数1株、議決権3,000個 丙の持株数1,059株、議決権1,059個 丁の持株数1,059株 議決権1,059個となる。
- ( )副社長は、満65歳となる2027年4月の株主総会直後に退任し、その後は週1~2日程度出社しても給料は一切支払わない。基本退職金額は1億5千万円とし、2027年5月以降速やかに支払う。
- ( )社長は、後継者が大丈夫と思われるまで、2027年度以降も10年間程度は代表取締役を継続する。その場合、退職金の代わりに每期その10分の1に相当する1,500万円の役員報酬を受け取る。
- ( )退職金の支給直後は株価が大きく下がるので、その翌期(2028年)に上記の株式譲渡を行う。退職金支給期のS社の類似業種比準価額が1株当たり19万6千円以下であれば払込金額の1株当たり15万7千円で譲渡する(時価の2割以内の開差であれば、著しく低い譲受価額とは認定されないと考える。)。もし、19万6千円を超える場合は時価との開差が2割以内に収まる価格で譲渡する。その場合は、譲渡価額と払込価額との差額分を基本退職金額から減額する。
- ( )後継者である丙と丁の株式取得資金の捻出方法については、2024年度から丙と丁の役員報酬を順次増額し、それに対応する金額を甲と乙の役員報酬から減額する。丙と丁は、役員報酬の内の生活費を超える部分を毎月借入金返済に充当する。しかし、それでもたとえば丁の返済期間は、単純計算上約16年に及ぶことになる。  
なお、2028年の株式譲渡まで数年あるので、少しずつ株式を贈与したらどうかとの筆者の提案に対しては、もう一人の子(事業承継しない長女)とのバランス(不公平になるということ)があるので、やるつもりはないとの返事であった。

## おわりに

S社の事業承継に伴う株式譲渡の相談事例で、筆者が気付かされたことがあった。それは、S社の社長が副社長である弟との実質的公平や、3人の子供たちが不公平な取扱いを受けないように、十分に配慮している点である。

S社の社長がそのようにしている理由は、周りの事業者たちから聞かされた数々の事業承継の失敗談と、彼が読んだある本の影響を強く受けたからだと明かされた。そして、その本をお借りして読んだ筆者も、仕事に臨む姿勢の面で強く反省させられたのである。

すなわち、我々税理士が事業承継対策をお手伝いする場合、税務上の否認を受けないように留意することや、納税資金の確保及び節税に注視するだけでなく、相続人らの「感情」にも配慮した円満な事業承継ができるように心掛けるべきなのである。おわりにあたり、筆者以外の税理士諸侯にも是非その本を読んで頂きたいと思い、以下に、そのごく一部を紹介させていただく。

出典：石渡英敬著『新事業承継・相続の教科書～オーナー経営者が節税よりも大切にしたいこと』(2023、(株)翔泳社)より抜粋

「第3章 さまざまなスキームが事業承継の本質を見えにくくする」から

85頁より 「会社を経営する立場からすれば、会社の株価が1億円といわれても、それが現金1億円の価値があるとは思えないものです。一方で、会社を経営しない人の立場からは、1億円の株価は、1億円の現金と同等の価値と見えるのです。立場が異なれば見え方も異なってくるのが『非上場株式』なのです。」

同101頁より 「『書いてください』と提案することと、実際にご本人が書くことには、天と地の開きがあります。(中略)遺言を書くということは、人生で何度もあることではありません。人はやったことのない不慣れなことを実行に移そうとするとき、強い心理的抵抗を感じるものです。人は、そのままでもいい、という現状維持本能をもっているからです。(中略)遺言が本当に必要なのであれば、本人が実際に書くまで見届ける役割が、第三者に求められるといえそうです。」

「第7章 事業承継のキーワードは『言い聞かせ』と『思いやり』」から

215頁より 「亡くなった父は、私と弟に対して、生前に常々このように言っていました。『継ぐ者も継がない者も、『のれん』を守って欲しい』と。」

同217頁より 「父は大事なことをもう一つ“注入”してくれました。『私の財産は、私の財産であって、私の財産ではない』と。つまり、代々『のれん』というバトンを受け継いで、それをまた後世につないでいくことが自分の役割ですから、私が先代から受

け継いだ財産は、形としては私の財産ではあるものの、それはまた次世代に渡していくだけの預りものなのだ、ということでしょう。

父自身が自分だけの力だけで成した財産ならば、それを子どもたちに分け与えることや、子どもたちが分けてもらうことを望むことは、今の時代の法律で考えれば当たり前かもしれません。しかし、代々の『のれん』を守っていくためには、父が言うように、父の財産は父の財産ではない、だから子どもたちがそれを均等に分けてもらうことを期待するのは『のれんを守ること』に反する、と考えるべきでしょう。」

「おわりに」から

「事業承継の肝は『勘定』よりも『感情』」 税理士「本郷 尚」の言葉

「患者と医者、依頼者と弁護士、依頼者と税理士の関係は、法律関係ではなく、信託関係なのだ。つまりは『信じて託された関係』なのだ。(中略)専門家が考えるべきは、『信じて託された信頼に応えているだろうか』という視点であり、リスクは説明したのだから自分の責任ではないと考えることではない。」 弁護士「関根 稔」の言葉

## 所得税基本通達

### (令第 84 条第 3 項本文の株式の価額)

23～35 共-9 令第 84 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる権利の行使の日又は同項第 3 号に掲げる権利に基づく払込み若しくは給付の期日(払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日。以下この項において「権利行使日等」という。)における同条第 3 項本文の株式の価額は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次による。(昭 49 直所 2-23、平 10 課法 8-2、課所 4-5、平 11 課所 4-1、平 14 課個 2-5、課資 3-3、課法 8-3、課審 3-118、平 14 課個 2-22、課資 3-5、課法 8-10、課審 3-197、平 17 課個 2-23、課資 3-5、課法 8-6、課審 4-113、平 18 課個 2-18、課資 3-10、課審 4-114、平 19 課個 2-11、課資 3-1、課法 9-5、課審 4-26、平 26 課個 2-9、課審 5-14、平 28 課個 2-22、課審 5-18、令元課個 2-22、課法 11-3、課審 5-12、令 2 課個 2-12、課法 11-3、課審 5-6、令 5 課個 2-22、課法 12-9、課審 5-6 改正)

(1)～(3)略

(4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める価額とする。

イ 売買実例のあるもの 最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額

(注) その株式の発行法人が、会社法第 108 条第 1 項((異なる種類の株式))に掲げる事項について内容の異なる種類の株式(以下「種類株式」という。)を発行している場合には、株式の種類ごとに売買実例の有無を判定することに留意する。

ロ 公開途上にある株式で、当該株式の上場又は登録に際して株式の公募又は売出し(以下この項において「公募等」という。)が行われるもの(イに該当するものを除く。) 金融商品取引所又は日本証券業協会の内規によって行われるブックビルディング方式又は競争入札方式のいずれかの方式により決定される公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額

(注) 公開途上にある株式とは、金融商品取引所が株式の上場を承認したことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式をいう。

ハ 売買実例のないものでその株式の発行法人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの 当該価額に比準して推定した価額

ニ イからハまでに該当しないもの 権利行使日等又は権利行使日等に最も近い日におけるその株式の発行法人の 1 株又は 1 口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

(注) 1 上記ニの価額について、次によることを条件に、昭和 39 年 4 月 25 日付直

資 56・直審(資) 17「財産評価基本通達」(法令解釈通達)(以下「財産評価基本通達」という。)の 178 から 189 7 まで((取引相場のない株式の評価))の例により算定している場合には、著しく不相当と認められるときを除き、その算定した価額として差し支えない。

(1) 当該株式の価額につき財産評価基本通達 179 の例により算定する場合(同通達 189 - 3 の(1)において同通達 179 に準じて算定する場合を含む。)において、当該株式を取得した者が発行人にとって同通達 188 の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するときは、発行人は常に同通達 178 に定める「小会社」に該当するものとしてその例によること。

(2) その株式の発行人が土地(土地の上に存する権利を含む。)又は金融商品取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財産評価基本通達 185 に定める「1 株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算に当たり、これらの資産については、権利行使日等における価額によること。

(3) 財産評価基本通達 185 の本文に定める「1 株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算に当たり、同通達 186 - 2 により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないこと。

2 その株式の発行人が、種類株式を発行している場合には、その内容を勘案して当該株式の価額を算定することに留意する。

(注) この取扱いは、令第 354 条第 2 項((新株予約権の行使に関する調書))に規定する「当該新株予約権を発行又は割当てをした株式会社の株式の 1 株当たりの価額」について準用する。

#### **(同族会社等に対する低額譲渡)**

59 - 3 山林(事業所得の基因となるものを除く。)又は譲渡所得の基因となる資産を法人に対し時価の 2 分の 1 以上の対価で譲渡した場合には、法第 59 条第 1 項第 2 号の規定の適用はないが、時価の 2 分の 1 以上の対価による法人に対する譲渡であっても、その譲渡が法第 157 条《同族会社等の行為又は計算の否認》の規定に該当する場合には、同条の規定により、税務署長の認めるところによって、当該資産の時価に相当する金額により山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算することができる。(昭 50 直資 3 - 11、直所 3 - 19 追加)

#### **(株式等を贈与等した場合の「その時における価額」)**

59 - 6 法第 59 条第 1 項の規定の適用に当たって、譲渡所得の基因となる資産が株式(株主又は投資主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権(新投資口予約権を含む。以下この項において同じ。))及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む。

以下この項において同じ。)である場合の同項に規定する「その時における価額」は、23～35 共 - 9 に準じて算定した価額による。この場合、23～35 共 - 9 の(4)二に定める「1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」については、原則として、次によることを条件に、昭和39年4月25日付直資56・直審(資)17「財産評価基本通達」(法令解釈通達)の178から189-7まで((取引相場のない株式の評価))の例により算定した価額とする。(平12課資3-8、課所4-29追加、平14課資3-11、平16課資3-3、平18課資3-12、課個2-20、課審6-12、平21課資3-5、課個2-14、課審6-12、平26課資3-8、課個2-15、課審7-15、令2課資4-2、課審7-13改正)

(1) 財産評価基本通達178、188、188-6、189-2、189-3及び189-4中「取得した株式」とあるのは「譲渡又は贈与した株式」と、同通達185、189-2、189-3及び189-4中「株式の取得者」とあるのは「株式を譲渡又は贈与した個人」と、同通達188中「株式取得後」とあるのは「株式の譲渡又は贈与直前」とそれぞれ読み替えるほか、読み替えた後の同通達185ただし書、189-2、189-3又は189-4において株式を譲渡又は贈与した個人とその同族関係者の有する議決権の合計数が評価する会社の議決権総数の50%以下である場合に該当するかどうか及び読み替えた後の同通達188の(1)から(4)までに定める株式に該当するかどうかは、株式の譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定すること。

(2) 当該株式の価額につき財産評価基本通達179の例により算定する場合(同通達189-3の(1)において同通達179に準じて算定する場合を含む。)において、当該株式を譲渡又は贈与した個人が当該譲渡又は贈与直前に当該株式の発行会社にとって同通達188の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するときは、当該発行会社は常に同通達178に定める「小会社」に該当するものとしてその例によること。

(3) 当該株式の発行会社が土地(土地の上に存する権利を含む。)又は金融商品取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財産評価基本通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算に当たり、これらの資産については、当該譲渡又は贈与の時における価額によること。

(4) 財産評価基本通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算に当たり、同通達186-2により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する

#### 所得税基本通達59-6の逐条解説

【解説】個人から法人に対して株式等を低額譲渡(その株式等の時価の2分の1未満の対価の額による譲渡)又は贈与した場合には、時価によって譲渡があったものとしてみなし譲渡が課税される(法59)。この場合のみなし譲渡における時価については、「所得税法59条1項にいう『その譲渡の時における価額』とは、当該譲渡の時におけ

る時価、すなわち、……客観的交換価額である」(昭和 59 年 4 月 25 日神戸地裁判決、税資 136 号 221 頁)と解されていることから、株式の時価についても、この考え方に沿って基通 23~35 共-9 (株式等を取得する権利の価額)の取扱いに準じて次のように判定することとしていた。

イ 上場株式 最終価額

ロ 気配相場のある株式 気配相場 (日本証券業協会の公表する取引価額)

ハ 取引相場のない株式

売買実例のあるもの 最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額

類似会社の株式の価額のあるもの 類似会社の株式の価額に比準した価額

、 に該当しないもの その株式等の発行法人の 1 株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

しかし、取引相場のない株式の譲渡のうち、売買実例のあるものや類似会社の価額のあるものはわずかであるため、一般的には「純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」により判定していくことになるが、具体的な取扱いが明確でないとの指摘が少なからずあったところである。

このため、本通達では、この「純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」の「みなし譲渡課税」における具体的な取扱いについて、法人税の取扱いや個人の株式取引の実態を踏まえ、明らかにしている。

#### (1) 法人税の取扱い

法人税の株式評価損の取扱いにおいては、個人と同様、純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額とした上で、次のように、一定の条件の下に、財産評価基本通達によって算定した価額によることを認めている (法人税基本通達 9-1-14)。「事業年度終了の時における当該株式の価額につき……財産評価基本通達……の例によって算定した価額によっているときは、課税上弊害がない限り、次によることを条件としてこれを認める。

当該法人が……「中心的な同族株主」に該当するときは、当該発行法人は常に……「小会社」に該当する……

当該株式の発行会社が土地又は証券取引所に上場されている有価証券を有しているときは、1 株当たりの純資産価額の計算に当たり、これらの資産については当該事業年度終了の時における価額による……

1 株当たりの純資産価額の計算に当たり、評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しない……

#### (2) 個人の取引の実態

個人の取引相場のない株式の実際の取引事例をみると、財産評価基本通達に定める方法をベースとして譲渡価格を算定し、しかも、土地や上場株式は時価に洗い替え、

かつ、その洗い替えに伴う評価差額についての法人税相当額は控除していないものが相当数であった。

このような取引実態等に鑑み、みなし譲渡課税における取引相場のない株式の時価(客観的交換価値)のメルクマールとしては、次のような条件の下に、財産評価基本通達に定める方法に準じて算定した価額を採用するのが、最も妥当と考えたものである。

株主区分の判定は、譲渡(贈与)前の保有株数により判定すること。

中心的な同族株主に該当する場合は、小会社に該当するものとして計算すること(純資産価額方式により算定した価額と併用方式(L=50%)により算定した価額のうちいずれか低い価額)。

純資産価額の算定に当たって、土地と上場株式は時価に洗い替えること。また、その洗い替えに伴う評価差額について法人税相当額(37%)は控除しないこと。

なお、当然のことながら、純然たる第三者間において種々の経済性を考慮して決定された価額(時価)により取引されたと認められる場合など、この取扱いを形式的に当てはめて判定することが相当でない場合もあることから、この取扱いは原則的なものとしている。

また、平成18年5月1日から施行された会社法において、議決権制限株式を発行済株式の2分の1までとする制限が公開会社(注1)以外の会社について廃止され、多様な種類の株式の発行が可能となったことを踏まえ、本通達の(1)において、財産評価基本通達188の(1)に定める「同族株主」に該当するかどうかは、株式を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定することとする条件を定め、当該株式を譲渡又は贈与した個人である株主が譲渡又は贈与直前において少数株主に該当する場合に、取引相場のない株式の譲渡又は贈与の時ににおける価額をいわゆる配当還元方式(注2)により算定することと取り扱っている。

(注)1 「公開会社」とは、その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社をいう(会社法25)。

- 2 相続税等について財産の評価方法を定めた財産評価基本通達では、取引相場のない株式の価額について、原則的な評価方法を定める一方、会社の事業経営への影響力に乏しい少数株主が取得した株式の場合に用いる特例的な評価方法(配当還元方式)を定めているところ、財産評価基本通達188は「同族株主以外の株主等が取得した株式」の範囲を定め、当該株式に該当するものについて、財産評価基本通達188-2の定めにより配当還元方式によって算定することとしている。

本通達の取扱いに関し、令和2年3月24日付最高裁第三小法廷判決(取引相場のない株式の譲渡の時ににおける価額を争点として、令和2年課資4-2による改正前の本通達の(1)の条件に関し、譲渡所得に対する課税の場面において配当還元方式を用いること

となるのは、譲渡人である株主が少数株主に該当する場合(国側の主張)なのか、譲受人である株主が少数株主に該当する場合(納税者側の主張)なのかが争われた。)がある。この裁判において最高裁は、本通達の定めは、譲渡所得に対する課税と相続税等との性質の差異に応じた取扱いをすることとし、少数株主に該当するか否かについても当該株式を譲渡した株主について判断すべきことをいう趣旨のものということができると判示し、国側の主張を認めた。

しかしながら、当該最高裁判決に付された裁判官の補足意見において、本通達の作成手法については、分かりやすさという観点から改善されることが望ましい等の指摘がなされ、この指摘を踏まえ、令和2年課資4-2による改正前の本通達の(1)の条件に係る従前からの取扱いがより明確になるよう、令和2年課資4-2により本通達の改正が行われた。

具体的には、令和2年課資4-2による改正前の本通達の(1)の条件について、譲渡又は贈与した株式の価額について株式を譲渡又は贈与した個人である株主が譲渡又は贈与直前において少数株主に該当する場合に財産評価基本通達188等の定め例により算定するという従前からの取扱いを分かりやすく表現するため、財産評価基本通達188等の「取得した株式」と定めている部分について「譲渡又は贈与した株式」と読み替えるなどの必要な読替えを行うとともに、読替え後の財産評価基本通達188等の定め例により算定するかどうかを譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定することを明確化するほか、所要の整備が行なわれている(この読替え後の財産評価基本通達については、以下の参考4を参照。)

なお、本通達は、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価に適用することとされている財産評価基本通達における評価方法を基礎として、相続税等と譲渡所得とに対する課税の性質の差異に応じた取扱いを定めたものであるが、本通達の取扱いに関しては、次のような疑問もあるところ、この疑問に対しては、それぞれ次の理由から次のとおり取り扱うのが相当である。

#### 1 本通達の(2)の適用がある場合の財産評価基本通達180の取扱いについて

(1) 本通達の(2)の適用がある場合、譲渡等をした株式の「その時における価額」は、その株式を発行した会社(以下「評価会社」という。)を「財産評価基本通達178に定める『小会社』に該当するものとして」同通達179の例により算定することになる。

財産評価基本通達179には、同通達178に定める大会社などの会社規模に応じた評価額の算定方法が定められ、その算定方法である「類似業種比準価額」及び「純資産価額」を用いる場合の原則形態が定められている。そしてこの「類似業種比準価額」については、同通達180において具体的算定方法が定められており、ここでは、類似業種の株価等に「しんしゃく割合」を乗ずることとされている。このように、同通達179における会社規模に応じた評価額の算定で「類似業種比準価額」を用いることから、

本通達の(2)の適用がある場合、この「類似業種比準価額」を算出する計算において類似業種の株価等に乗ずる「しんしゃく割合」についても、小会社のしんしゃく割合(0.5)になるのかといった疑問がある。

(2)本通達の(2)は「当該株式の価額につき財産評価基本通達 179 の例により算定する場合(...)において、当該株式を譲渡又は贈与した個人が当該譲渡又は贈与直前に当該株式の発行会社にとって同通達 188 の(2)に定める『中心的な同族株主』に該当するときは、当該発行会社は常に同通達 178 に定める『小会社』に該当するものとしてその例によること」としている。

このことからすると、本通達の(2)は、譲渡等をした株式の「その時における価額」を財産評価基本通達 179 の例により算定する場合において、譲渡等をした者が「中心的な同族株主」に該当するときの評価会社の株式については、同通達 179(3)の「小会社」の算定方法である「純資産価額方式」又は選択により「類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式」を用いることを定めたものである。

本通達の(2)が上記のとおり定めた趣旨は、「中心的な同族株主」とは、議決権割合が25%以上となる特殊関係グループに属する同族株主をいうところ、評価会社が「中心的な同族株主」で支配されているような場合において、同族株主にとってその会社の株式の価値は、その会社の純資産価額と切り離しては考えられないところではないかと考えられ、また、本通達の制定に先立って行われた取引相場のない株式の譲渡に関する実態調査においても、持株割合が高い株主ほど純資産価額方式による評価額により取引されている傾向があったことが確認されている。

このため、「中心的な同族株主」の有する株式については、たとえその会社が大会社又は中会社に該当する場合であっても、小会社と同様に「純資産価額方式」を原則とし、選択的に「類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式」による算定方法によることとしている。

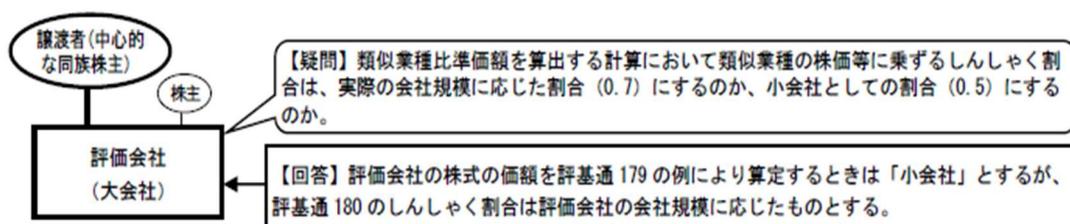
(3) 一方、「類似業種比準価額」を算出する計算において類似業種の株価等に乗ずる「しんしゃく割合」を会社規模に応じたものとしている趣旨は、次のとおりである。

類似業種比準方式による評価額は、評価会社の実態に即したものになるように、評価会社の事業内容が類似する業種目の株価を基として、評価会社と類似業種の1株当たりの配当金額、利益金額及び純資産価額の3要素の比準割合を乗じて評価することとしている。しかしながら、株価の構成要素としては、上記の3要素のほか、市場占有率や経営者の手腕などが考えられるが、これらを具体的に計数化してその評価会社の株式の評価に反映させることは困難である。また、評価会社の株式は現実に取引市場を持たない株式であることなどのほか、大半の評価会社はその情報力、組織力のほか技術革新、人材確保、資金調達力等の点で上場企業に比し劣勢にあり、一般的にその規模格差が拡大する傾向にあるといえる社会経済状況の変化を踏まえると、評価会社の規模が小さくなるに従って、上場会社との類似性が希薄になっていくことが顕著にな

ってくると認められる。このため、この上場会社と評価会社の格差を評価上適正に反映させるよう、大会社の「0.7」を基礎として、中会社を「0.6」、小会社を「0.5」とするしんしゃく割合が定められている。

(4) 以上のとおり、本通達の(2)において「中心的な同族株主」の有する株式の価額を、実評価会社が「常に『小会社』に該当するものとして」財産評価基本通達179の例により算定することとした趣旨(上記(2)参照)と類似業種比準価額を求める算式におけるしんしゃく割合を評価会社の規模に応じたしんしゃく割合としている趣旨(上記(3)参照)は異なっており、本通達の(2)において「中心的な同族株主」の有する株式の価額を、評価会社が「常に『小会社』に該当するものとして」財産評価基本通達179の例による算定方法を用いることとした趣旨からしても、本通達の(2)は、財産評価基本通達180の類似業種比準価額を算出する計算において類似業種の株価等に乗ずるしんしゃく割合まで小会社の「0.5」とするものではない。

【イメージ図】



## 2 評価会社が有する子会社株式を評価する場合の本通達の(2)の取扱いについて

(1) 本通達の(2)は、譲渡等をした株式の「その時における価額」の算定について、株式を譲渡等した者が、その譲渡等の直前に評価会社にとって財産評価基本通達188の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当する場合には、その評価会社を「財産評価基本通達178に定める『小会社』に該当するものとして」同通達179の例によることとするものである。

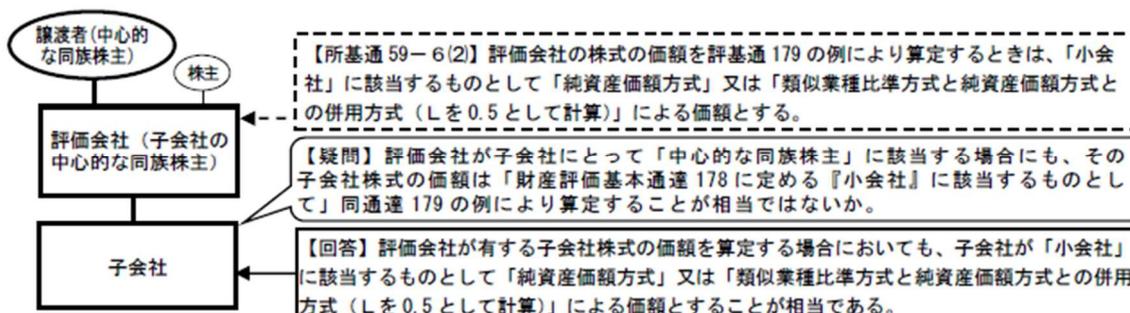
その上で、例えば、評価会社が子会社株式を有している場合に、当該譲渡等の直前に当該評価会社の子会社にとって「中心的な同族株主」に該当するときにも、当該評価会社が有する子会社株式の「その時における価額」は、その子会社を「財産評価基本通達178に定める『小会社』に該当するものとして」同通達179の例により算定することが相当なのではないかといった疑問がある。

(2) この点、本通達の(2)の「株式を譲渡又は贈与した個人」が「中心的な同族株主」に該当する場合に、その会社を「小会社」に該当するものとしてその例によることとし趣旨は、評価会社が「中心的な同族株主」で支配されているような場合において同族株主にとってその会社の株式の価値は、その会社の純資産価額と切り離しては考えられないのではないかという理由等によるものである(上記1(2)参照)。

(3) このような本通達の(2)の取扱いの趣旨に照らせば、評価会社が有する子会社株式の価額につき、財産評価基本通達 179 の例により算定する場合、評価会社がその子会社の「中心的な同族株主」に該当するときにも、当該子会社は、同通達 178 に定める「小会社」に該当するものとして、「純資産価額方式」又は選択により「類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式 (L を 0.5 として計算)」による価額とすることが相当である(この場合の類似業種比準価額を算出する計算において、類似業種の株価等に乗ずるしんしゃく割合(財産評価基本通達 180) については、当該子会社の実際の会社規模に応じたしんしゃく割合となる。 )。

(4) なお、評価会社の子会社が有する当該子会社の子会社(評価会社の孫会社。以下「孫会社」という。)の株式の価額を算定する場合にも、評価会社の株式の譲渡等の直前において当該評価会社の子会社が、孫会社にとって「中心的な同族株主」に該当するときには、上記と同様の理由により、当該孫会社は、「小会社」に該当するものとしてその例によることが相当である。

【イメージ図】



### 3 評価会社が有する子会社株式を評価する場合のその子会社が有する土地及び上場株式の評価について

(1) 本通達の(3)は、譲渡等をした株式の「その時における価額」の算定について、評価会社が有する土地及び上場株式の財産評価通達 185 の本文に定める「1 株当たりの純資産価額」の計算に当たっては、これらの資産については、当該譲渡等の時における価額によることとするものである。

その上で、例えば、評価会社が子会社株式を有している場合に、その子会社株式を評価する場合の「1 株当たりの純資産価額」の計算に当たっても、その子会社が有する土地及び上場株式については、評価会社の株式の譲渡等の時における価額により当該子会社株式の評価をすることが相当ではないかといった疑問がある。

(2) この点、財産評価基本通達に定める土地の評価額(財産評価基本通達 11) については、「評価の安全性」を配慮して公示価格等のおおむね 8 割で定められており、上場株式の評価額(財産評価基本通達 169) については、一時点(相続開始時)における需給関係による偶発性の排除等を理由に一定のしんしゃくをしている。また、

本通達の制定に先立って行われた取引相場のない株式の譲渡に関する実態調査においても、純資産価額方式についてみると、土地や上場株式は時価に洗い替え、かつ、その洗い替えに伴う評価差額についての法人税額等相当額は控除していないものが相当数であったことが確認されている。

一方、法第 59 条によるみなし譲渡課税は、法人に対する贈与等があった時にその時における価額に相当する金額により譲渡があったものとみなして課税するものである。このため、同条第 1 項の規定の適用に当たっては、土地について、評価の安全性を配慮する必要性に乏しく、また、上場株式については、その日における取引価額(偶発性はあったとしても、その日にはその価額で取引される)が明らかであり、財産評価基本通達 169 に定める上場株式の評価額のようなしんしゃくをする必要性は乏しい。

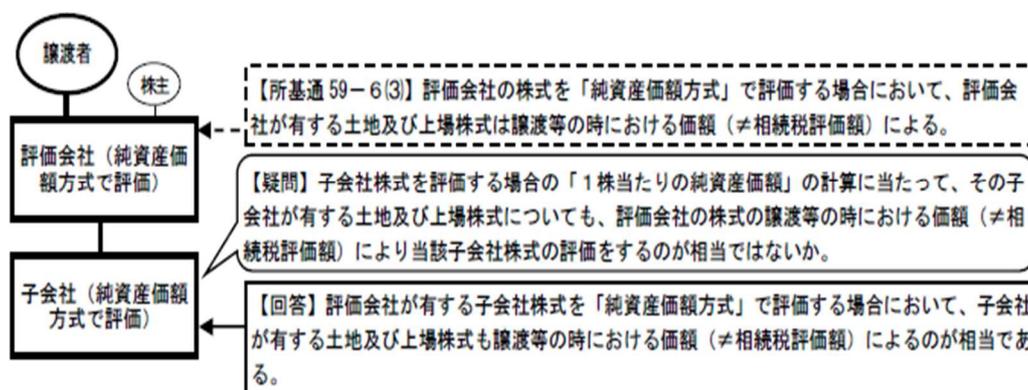
これらの理由から、本通達の(3)において、土地及び上場株式について、財産評価基本通達の例により評価した価額ではなく、譲渡等の時における価額によることとしている。

- (3) このことは、評価会社の子会社が有している土地及び上場株式についても同様に当てはまり、子会社が有する土地又は上場株式についても評価の安全性を配慮等する必要性に乏しいと考えられる。

したがって、評価会社が有する土地又は上場株式だけでなく、評価会社の子会社が有する土地又は上場株式についても、本通達の(3)の趣旨に照らして、譲渡等の時における価額を基に評価会社が有する子会社株式を評価するのが相当である。

- (4) なお、評価会社の子会社が有する孫会社の株式を評価する場合にも、当該孫会社が有する土地や上場株式についても、上記と同様の理由により、当該土地及び上場株式は、譲渡等の時における価額を基に子会社が有する孫会社株式を評価するのが相当である。

【イメージ図】



出典：樫田 明他編著『令和 3 年版所得税基本通達逐条解説』(2021(財)大蔵財務協会)  
759 頁以下

## 法人税基本通達

### (市場有価証券等以外の株式の価額)

9 - 1 - 13 市場有価証券等以外の株式につき法第 33 条第 2 項《資産の評価損の損金不算入等》の規定を適用する場合の当該株式の価額は、次の区分に応じ、次による。(昭 55 年直法 2 - 8「三十一」、平 2 年直法 2 - 6「三」、平 12 年課法 2 - 7「十六」、平 14 年課法 2 - 1「十九」、平 17 年課法 2 - 14「九」、平 19 年課法 2 - 17「十九」、令 2 年課法 2 - 17「六」により改正)

- (1) 売買実例のあるもの 当該事業年度終了の日前 6 月間において売買の行われたもののうち適正と認められるものの価額
- (2) 公開途上にある株式(金融商品取引所が内閣総理大臣に対して株式の上場の届出を行うことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式)で、当該株式の上場に際して株式の公募又は売出し(以下 9 - 1 - 13 において「公募等」という。)が行われるもの( (1) に該当するものを除く。)金融商品取引所の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額
- (3) 売買実例のないものでその株式を発行する法人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの( (2) に該当するものを除く。) 当該価額に比準して推定した価額
- (4) (1) から (3) までに該当しないもの 当該事業年度終了の日又は同日に最も近い日におけるその株式の発行法人の事業年度終了の時における 1 株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

### (市場有価証券等以外の株式の価額の特例)

9 - 1 - 14 法人が、市場有価証券等以外の株式(9 - 1 - 13 の(1)及び(2)に該当するものを除く。)について法第 33 条第 2 項《資産の評価損の損金不算入等》の規定を適用する場合において、事業年度終了の時における当該株式の価額につき昭和 39 年 4 月 25 日付直資 56・直審(資)17「財産評価基本通達」(以下 9 - 1 - 14 において「財産評価基本通達」という。)の 178 から 189 - 7 まで《取引相場のない株式の評価》の例によって算定した価額によっているときは、課税上弊害がない限り、次によることを条件としてこれを認める。(昭 55 年直法 2 - 8「三十一」により追加、昭 58 年直法 2 - 11「七」、平 2 年直法 2 - 6「三」、平 3 年課法 2 - 4「八」、平 12 年課法 2 - 7「十六」、平 12 年課法 2 - 19「十三」、平 17 年課法 2 - 14「九」、平 19 年課法 2 - 17「十九」、令 2 年課法 2 - 17「六」により改正)

- (1) 当該株式の価額につき財産評価基本通達 179 の例により算定する場合 (同通達 189 - 3 の(1)において同通達 179 に準じて算定する場合を含む。)において、当該法人が当該株式の発行会社にとって同通達 188 の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当

するときは、当該発行会社は常に同通達 178 に定める「小会社」に該当するものとしてその例によること。

(2) 当該株式の発行会社が土地(土地の上に存する権利を含む。)又は金融商品取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財産評価基本通達 185 の本文に定める「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算に当たり、これらの資産については当該事業年度終了の時における価額によること。

(3) 財産評価基本通達 185 の本文に定める「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算に当たり、同通達 186 - 2 により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないこと。

### 法人税基本通達 9 - 1 - 14 の逐条解説

【解説】(1) 市場有価証券等以外の株式について評価損の計上を行う場合の「期末の時価」については、法人税基本通達 9-1-13 (市場有価証券以外の株式の価額)においてその基本ルールが定められているが、ここに定められているのは一般抽象的な評価の考え方だけであって、実際問題として、これだけで具体的に市場有価証券等以外の株式(法基通 9-1-13 の(1)及び(2)に該当するものを除き、以下「気配相場のない株式」という。)の時価を算定することは、必ずしも容易でない場合も多いと考えられる。

この気配相場のない株式の時価の算定方法については、理論的にはいろいろな考え方があり得るのであるが、株式というものの性格上、その価格形成には、きわめて複雑な要素が絡み合うため、実際問題として全ての場合に適合する方式を一律に定めることはきわめて困難である。さりとて、あまりにち密な算定方式を定めることは、いたずらに税務執行を複雑にするだけであって、必ずしも実情に合わないきらいがある。

一方、相続税又は贈与税における財産評価については、昭和 39 年 4 月 25 日付直資 56・直審(資)17「財産評価基本通達」(以下「財産評価基本通達」という。)が定められており、その中で取引相場のない株式の評価方式が定められている。むろんここで定められている評価方法は、相続又は贈与というきわめて特殊な環境におけるいわば静的な財産評価に関する取扱いであるから、法人税のように経済取引を前提としたいわば動的な財産評価にそのまま適合するかどうかについては疑問なしとはしない。

しかしながら、財産評価基本通達に定める取引相場のない株式の評価方式は、一つの事実として実務界に定着していると認められるから、たとえ法人税における評価であるからといって、これと著しく異なる評価方式を導入するとすれば、むしろ執行上混乱を招くのみであろう。

そこで、本通達において、いわば一つの割切りとして、法人が、気配相場のない株式の評価損の計上に際し、財産評価基本通達に定める評価方式の例によってその期末時価を算定しているときは、法人税法上も、原則としてこれを認める旨が明らかにされている。

(2)ただ、財産評価基本通達に定める取引相場のない株式の評価方式を全く無条件に法

人税における気配相場のない株式の評価に適用することについては若干の問題がある。そこで、本通達において、財産評価基本通達に定める評価方式を法人税における気配相場のない株式の評価に援用しようとする場合には、三つの点において留保条件を付することとされている。

その第1点は、本通達の(1)にあるように、いわゆる中心的な同族株主に該当する株主が保有する株式については、その発行会社は常に「小会社」に該当するものとして評価すべきこととされている点である。「中心的な同族株主」とは、一口にいえば議決権割合が25%以上となる特殊関係グループに属する同族株主をいうのであるが、財産評価基本通達によると、当該株式の発行会社が「大会社」であるか、「中会社」であるか、又は「小会社」に該当するかによって評価方式が異なることとされており、大会社に該当する限りは、たとえ中心的な同族株主の有する株式といえども、全ていわゆる「類似業種比準方式」を用いて評価することになっている。

しかしながら、法人税の立場からすれば、例えば、100%子会社の株式を評価するに当たっては、当該子会社がいかにか大会社であろうとも、親会社にとって当該株式の価値は、当該子会社の純資産価額と切り離しては考えられないところではないかと思われる。そこで、法人税において財産評価基本通達の例によって評価する場合には、中心的な同族株主の有する株式については、たとえ当該株式の発行会社が大会社又は中会社に該当する場合であっても、小会社と同様に純資産価額方式、あるいは同通達179の(3)に定めるLの割合を0.5とする純資産価額方式と類似業種比準方式の併用方式のいずれかの方式により評価することが要求されているのである。

なお、財産評価基本通達179の例により算定する場合とされているように、財産評価基本通達180の類似業種比準価額を計算する場合において類似業種の株価等に乗ずる「しんしゃく割合」まで子会社の「0.5」とするものではないことに留意が必要である。また、当該株式の発行会社が子会社株式を有している場合において、その発行会社がその子会社にとって「中心的な同族株主」に該当するときは、その子会社も「小会社」に該当するものとして、純資産価額方式又は純資産価額方式と類似業種比準方式の併用方式のいずれかの方式により評価することとなる(この場合の「しんしゃく割合」も、上記と同様に小会社の「0.5」とするものではない。)

(3)次に、2番目の留保条件として本通達の(2)が定められている。

すなわち、財産評価基本通達においては、いくつかの場面で発行会社の純資産価額が問題になることになっている。例えば、小会社における純資産価額方式による評価はもとよりのこと、中会社における評価においても、純資産価額方式を加味して平均的評価を行うこととなっている。

このため、財産評価基本通達における純資産価額の算定に当たっては、発行会社の有する資産につきそれぞれ財産評価基本通達に定める評価方式により評価した価額を基礎としてその算定を行うこととなっているのであるが、本通達の(2)では、法人税におい

てこれを援用する場合には、発行会社の有する資産のうち土地(借地権を含む。以下同じ。)と上場されている有価証券については、常に一般の市場価額によって評価すべきこととされている。

これは、特に土地については、一般の市場価額と相続税評価による土地評価額との間にかなり開きのあることがあり得るので、この点を是正することとされているのであり、また上場されている有価証券については、一般に期末の時価が明らかであるところから、同じく期末の一般の市場価額を用いることが要求されているのである。

このことは発行会社の子会社が有する土地又は上場されている有価証券についても同様に当てはまり、その子会社が有する土地又は上場されている有価証券についても期末の一般の市場価額によることとなる。

したがって、当該発行会社が非上場株式を有する場合には、これについては一般市場価額ではなく、財産評価基本通達に定めるところにより算定した評価額を純資産価額の算定に織り込むことになるのであるが、その非上場株式を発行した子会社が土地又は上場されている有価証券を有する場合には、これらは法人の事業年度終了の時における一般の市場価額を基に、当該非上場株式を純資産価額方式で評価することが相当である。

(4)ところで、財産評価基本通達における純資産価額の計算においては、評価差額に対する法人税額等相当額を控除したところでその純資産価額を計算することとされている。これは、小会社の株式といえども株式である以上は、株式の所有を通じて会社の資産を所有することとなるので、個人事業主がその事業用資産を直接所有するのとは、その所有形態が異なるため、両者の事業用財産の所有形態を経済的に同一の条件のもとに置き換えたうえで評価の均衡を図る必要があることによるものである。このため、法人が解散した場合に株主に支払われる分配金の金額、つまり清算価値を求めてその価額を算定しているのである。

これに対し、資産の評価損を計上する場合の期末時価とは、期末時点の株式の客観的交換価値をいう。すなわち、会社が継続的に事業活動を行うことを前提として、期末時点で当該会社の正味資産の価額を参酌して算出した通常取引される価額(譲渡価額)ということになる。また、このような時価算定の考え方は、平成12年度改正で、法人税法に導入された時価法における有価証券の時価についても同様であることが、その規定振りからもうかがい知ることができる。

したがって、市場有価証券等の時価算定の概念と権衡を図る観点からも、気配相場のない株式の評価を純資産価額方式による場合に、評価差額に対する法人税額等相当額の控除を行うという取扱いは、簡便法という分野においても採り得べきではないと考えられる。

このため、本通達の(3)において、この点が三番目の留保条件とされている。

(5)以上三つの条件のほかは、全て財産評価基本通達に定めるところを援用して評価すれば足りることとされている。例えば、議決権割合が5%未満の小株主の有する非上場

株式については、財産評価基本通達上いわゆる「配当還元方式」による評価が認められることがあるが、法人税においてもむろんこれによってよいことになる。また、純資産価額方式によって評価をする場合でも、議決権割合が50%以下のグループに属する株主の有する株式については、純資産価額方式によって算定した評価額から20%の割引きができることになっているが、この点も同様と考えてよい。

(6)ところで、本通達の適用については、一般的前提条件として、いま一つ重要な条件が付されている。すなわち、本通達本文において、財産評価基本通達の例により気配相場のない株式の評価を行ってもよいとする本通達の取扱いは、あくまでも「課税上弊害がない場合に限る」とされている点である。課税上弊害があるかどうかは個々具体的に判断することになるが、例えば、本通達の(2)の土地又は上場されている有価証券以外の資産で発行会社又はその子会社が有するものについて、財産評価基本通達の例によって算定すると著しく不合理な結果となるような場合には、ここでいう「課税上の弊害がある場合」に該当するということになる。

(7)なお、本通達により、財産評価基本通達の例により気配相場のない株式の評価を行うといっても、これが唯一無二の評価方式ということではなく、あくまでも評価方法の一つにすぎないことに留意すべきである。このほかにも気配相場のない株式の評価については種々の方法が考えられるところであり、例えば証券会社においては、新たに上場する会社の株式について独自の評価方式を定めているようであるが、これも一つの評価方法として是認される余地があつて然るべきものであろう。

(8)なお、本通達は、気配相場のない株式について評価損を計上する場合の期末時価の算定という形で定められているが、関係会社間等において気配相場のない株式の売買を行う場合の適正取引価額の判定に当たっても、準用されることになる。

ただし、純然たる第三者間において種々の経済性を考慮して定められた取引価額は、たとえ上記したところと異なる価額であっても、一般に常に合理的なものとして是認されることとなろう。

出典：松尾 公二編著『十一訂版法人税基本通達逐条解説』(2023(財)大蔵財務協会)

865 頁以下

## 相続税法基本通達

### (株式又は出資の価額が増加した場合)

9 - 2 同族会社(法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)第 2 条第 10 号に規定する同族会社をいう。以下同じ。)の株式又は出資の価額が、例えば、次に掲げる場合に該当して増加したときにおいては、その株主又は社員が当該株式又は出資の価額のうち増加した部分に相当する金額を、それぞれ次に掲げる者から贈与によって取得したものと取り扱うものとする。この場合における贈与による財産の取得の時期は、財産の提供があった時、債務の免除があった時又は財産の譲渡があった時によるものとする。(昭 57 直資 7-177 改正、平 15 課資 2-1、平 20 課資 2 - 10 改正)

- (1) 会社に対し無償で財産の提供があった場合 当該財産を提供した者
- (2) 時価より著しく低い価額で現物出資があった場合 当該現物出資をした者
- (3) 対価を受けないで会社の債務の免除、引受け又は弁済があった場合 当該債務の免除、引受け又は弁済をした者
- (4) 会社に対し時価より著しく低い価額の対価で財産の譲渡をした場合 当該財産の譲渡をした者

# 講師プロフィール

令和6年7月1日現在

税理士・元名古屋学院大学大学院客員教授 **竹本守邦**

## 略歴

- ・昭和29年1月21日 愛知県豊橋市生まれ。
- ・昭和51年3月 南山大学経営学部卒業。国税専門官6期生として名古屋国税局採用。同年より昭和59年まで2カ所の税務署で、所得税調査事務を担当。
- ・昭和59年7月退官、税理士登録、竹本清税理士不動産鑑定士事務所に入所。
- ・平成11年6月 父竹本清死去に伴い税理士事務所を承継し現在に至る。
- ・平成15年より令和6年3月まで名古屋学院大学大学院客員教授（租税法担当）を務め、21年間大学院生の修士論文指導に当たる。

## 会務歴

- ・名古屋税理士会では、平成13年より同15年まで名古屋東支部支部長、平成15年より同19年まで、及び平成21年より同23年まで常務理事として業務対策部長、会務制度部長及び紛議調停委員長を歴任し、平成29年より令和元年6月まで監事。令和2年より同6年6月まで選挙管理委員(副委員長)。
- ・日本税理士会連合会では、名古屋会と同時期に業務対策部員、会務制度委員及び紛議調停委員を歴任する。
- ・名古屋税理士政治連盟では、平成23年より同29年まで政策委員長として副幹事長を務める。

## 現在

- ・竹本守邦税理士事務所所長 ・(有)竹本会計計算センター代表取締役
- ・日本税法学会会員（中部地区研究会 研究委員）
- ・TKC 全国会資産対策研究会 顧問及び名古屋会場幹事
- ・名古屋税理士会 参与

## 講演状況

名古屋税理士会、東海税理士会、近畿税理士会、南九州税理士会、沖縄税理士会等の単位税理士会における統一研修会の講師や、全国各地の税理士会支部研修等の講師を務めるなど、主に資産税に関する講演を全国各地で行っている。

## 主な著書等

遺産分割研究会編、共著『改訂新版 遺産分割と相続発生後の対策』(大蔵財務協会2022) その他、租税判例評釈論文多数